

平成30年度
年次報告
(案)

個人情報保護委員会

本年次報告は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）第79条の規定に基づき、個人情報保護委員会の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の所掌事務の処理状況を国会に報告するものである。

目 次

第1章 委員会の組織等及び所掌事務	1
第1節 委員会設置の経緯	1
1 特定個人情報保護委員会の設置	1
2 個人情報保護委員会の設置	1
第2節 委員会の組織等	1
1 組織	2
2 予算	2
3 組織理念	2
第3節 委員会の所掌事務の概要	4
1 個人情報保護法等に関する事務	4
2 マイナンバー法に関する事務	6
3 個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務	11
第2章 委員会の所掌事務の処理状況	12
I 個人情報保護法に関する事務	12
第1節 個人情報保護法に基づく取組等	12
1 個人情報保護法に基づく取組等	12
2 個人情報を取り巻く新たな課題への対応	14
第2節 個人情報保護法に基づく一元的な監督等	14
1 監督に係る処理状況	14
2 パーソナルデータの適正かつ効果的な活用	15
II マイナンバー法に関する事務	16
第1節 監視・監督	16
1 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正	16
2 漏えい事案等に関する報告の受付状況等	17
3 立入検査等の実施状況	17
4 監視・監督システムを用いた情報連携の監視状況	17
5 地方公共団体等の特定個人情報の取扱いに関する定期的な報告の状況	17
6 指導・助言等の状況	18
第2節 特定個人情報保護評価	18
1 特定個人情報保護評価書の承認	18
2 評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況	18
3 特定個人情報保護評価指針の変更	18
第3節 その他	19
1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」に基づく届出の承認	19
III 国際的な取組	19
第1節 地域別対話	20
1 EUとの協力対話等	20
2 米国との対話	22

3	英国との対話	22
4	APEC CBPRシステムの推進	23
5	その他の海外のデータ保護機関等との連携	23
第2節	個人データに関する国際的なデータ流通の枠組み構築に関する取組	24
1	駐日米国大使館公使との面会	24
2	OECDとの意見交換	24
3	米国当局との対話	25
4	駐日欧州連合代表部公使との対話	25
5	欧州委員会委員との対話	25
IV	個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務	25
第1節	広報・啓発	25
1	個人情報保護法関係	25
2	マイナンバー法関係	26
3	国際関係	26
第2節	相談受付	27
1	個人情報保護法関係	27
2	マイナンバー法関係	27
第3節	人材育成	28
付章	活動実績	29
1	委員会会議	29
2	認定個人情報保護団体の認定の状況	33
3	個人情報の取扱いに関する監督に係る処理状況	36
4	個人情報保護法相談ダイヤルの受付件数	42
5	行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所の受付件数	43
6	生産性向上特別措置法に基づく革新的データ産業活用計画の協議実績	43
7	匿名加工情報の作成等に係る公表状況	44
8	特定個人情報の取扱いに関する監視・監督に係る処理状況	45
9	特定個人情報の安全管理措置等についての説明会の実施状況	45
10	マイナンバー苦情あつせん相談窓口における内容別受付件数	46
11	特定個人情報保護評価書の承認日	46
12	評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況	47
13	主な国際会議への出席	47
14	外国機関等との対話実績	49
15	個人情報保護法に関する説明会の実施状況	49
16	意見募集手続	50
17	職員研修	50

【参考目次：分野別構成】

I. 個人情報保護法に関する事務	第1章 委員会の組織等及び所掌事務	
	第3節 委員会の所掌事務の概要	
	1 個人情報保護法等に関する事務	P 4
	第2章 委員会の所掌事務の処理状況	
	I 第1節 個人情報保護法に基づく取組等	P12
	I 第2節 個人情報保護法に基づく一元的な監督等	P14
	第1章 委員会の組織等及び所掌事務	
II. マイナンバー法に関する事務	第3節 委員会の所掌事務の概要	
	2 マイナンバー法に関する事務	P 6
	第2章 委員会の所掌事務の処理状況	
	II 第1節 監視・監督	P16
	II 第2節 特定個人情報保護評価	P18
	II 第3節 その他	P19
III. 国際的な取組	第2章 委員会の所掌事務の処理状況	
	III 国際的な取組	P19
IV. 個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務	第1章 委員会の組織等及び所掌事務	
	第1節 委員会設置の経緯	P 1
	第2節 委員会の組織等	P 1
	第3節 委員会の所掌事務の概要	
	3 個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務	P11
	第2章 委員会の所掌事務の処理状況	
	IV 第1節 広報・啓発	P25
	IV 第2節 相談受付	P27
IV 第3節 人材育成	P28	

第1章 委員会の組織等及び所掌事務

第1節 委員会設置の経緯

1 特定個人情報保護委員会の設置

平成25年5月31日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）が公布された。この法律により、国民一人ひとりにマイナンバー（個人番号）を付番し、複数の機関において保有している同一人の情報を紐付けることで、社会保障制度、税制及び災害対策に関する行政分野において、効率的な情報の管理及び利用を可能とするマイナンバー制度が導入されるとともに、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）の適正な取扱いを確保するための保護措置の一環として、平成26年1月1日に特定個人情報保護委員会が設置された。

2 個人情報保護委員会の設置

特定個人情報以外の個人情報については、従来、消費者庁が「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）を所管し、各主務大臣がその所管する事業分野の個人情報取扱事業者に対して個人情報保護法に基づく監視・監督を行ってきた。他方で、欧州諸国やアジア諸国等では、プライバシーや個人情報の保護を担当する独立した監督機関を設置している例が多く、組織面での国際的な整合性をとる必要があった。

こうしたことも踏まえ、平成27年9月に成立した「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年法律第65号。以下「平成27年改正法」という。）によって個人情報保護法及びマイナンバー法が改正され、平成28年1月1日に、特定個人情報保護委員会を改組して個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）が設置された。

委員会は、個人情報の保護に関する独立した機関として、個人情報保護法を所管するほか、改組前の特定個人情報保護委員会が担っていた全ての所掌事務を引き継いでいる。また、平成27年改正法による改正後の個人情報保護法が全面施行された平成29年5月30日以降は、改正前の個人情報保護法に基づき各主務大臣が行使していた監督権限を一元的に所掌することとなった。

第2節 委員会の組織等

委員会は、事業分野を問わず個人情報を取り扱う全ての民間事業者等に対し個人情報保護法に基づく監視・監督を行う（平成29年5月30日以降）とともに、特定個人情報を保有する国の行政機関、地方公共団体、民間事業者等に対しマイナンバー法に基づく監視・監督を行う機関であり、国の行政機関を含むあらゆる監視・監督対象からの独立性が必要であることから、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第3項の規定に基づく内閣府の外局である合議制の機関として設置された。また、委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命し（個人情報保護法第63条第3項）、その職権行使の際の独立性が明示的に定められている（同法第62条）。

1 組織

委員会は、委員長及び委員 8 人で構成され、任期は 5 年（ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間）である（個人情報保護法第 63 条第 1 項及び第 64 条第 1 項）。平成 31 年 1 月に委員会は二期目を迎え、委員長及び一部の委員が新たに任命された。平成 31 年 3 月 31 日現在における委員長及び委員は、嶋田実名子委員長（元花王株式会社理事）、熊澤春陽委員（元株式会社日本経済社執行役員）、丹野美絵子委員（元独立行政法人国民生活センター理事）、小川克彦委員（元慶應義塾大学環境情報学部教授）、中村玲子委員（元政策研究大学院大学政策研究科教授）、加藤久和委員（明治大学政治経済学部教授）、大滝精一委員（学校法人至善館理事）、宮井真千子委員（パナソニック株式会社客員）及び藤原静雄委員（中央大学大学院法務研究科教授）である。

委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、特定個人情報が利用される行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 263 条の 3 第 1 項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとされている（個人情報保護法第 63 条第 4 項）。

また、委員長及び委員については、独立した職権行使を保障するための身分保障の規定が設けられている（同法第 65 条）。

さらに、委員会には、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができるとされており（同法第 69 条第 1 項）、平成 31 年 3 月 31 日現在において 4 人の専門委員が置かれている。

委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局が置かれており（同法第 70 条）、平成 30 年度末の定員は 119 人となっている。事務局には、事務局長のほか次長、総務課及び参事官 4 人が置かれている。

2 予算

平成 30 年度の委員会の予算額（補正後）は、33 億 5,762 万円となっている。

3 組織理念

委員会は、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること」を任務としている（個人情報保護法第 60 条）。この任務を十分認識し職務を遂行するため、平成 28 年 2 月に組織理念を決定し、その後平成 27 年改正法による改正後の個人情報保護法の全面施行（平成 29 年 5 月 30 日）により委員会の所掌事務が拡大すること等を受け、平成 29 年 5 月 12 日に組織理念を一部変更した。

さらに、平成 31 年 1 月より委員会が第二期を迎え、また、個人情報を取り巻く環境に大きな変化が生じてきたこと等を踏まえ、平成 31 年 2 月 5 日に組織理念を一部変更した（図 1）。新たな組織理念は、①個人データをめぐる状況の変化に対する適切な対応、②個人情報の取扱状況等を的確に把握し機動的に対応する監督、③安全で自由な個人データの流通促進に向けたグローバルなイニシアティブ、④特定個人情報の安心・安全の確保に向けた取組、⑤多様な主体に対する分かりやすい情報発信、⑥最先端の技術や国際的な連携に対してより円滑に対応できる体制の整備の 6 つの項目から構成されている。

図 1：委員会の組織理念（参考）

個人情報保護委員会の組織理念

～個人情報を取り巻く環境変化に機敏に対応～

個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき設置された合議制の機関です。その使命は、独立した専門的見地から、同法の目的規定にあるとおり、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報（特定個人情報を含む。）の適正な取扱いの確保を図ることです。

これを踏まえ、個人の人格と密接な関連を有する個人情報が適正に取り扱われ、国民の安心・安全を確保できるよう、私たちは、ここに組織理念を掲げます。

1 個人データをめぐる状況の変化に対する適切な対応

個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組を行います。また、諸外国におけるデータ保護をめぐる制度の見直し等の国際的な議論の進展や AI 等の技術の急速な進展等、個人データをめぐる状況の変化等に適切に対応していきます。

2 個人情報の取扱状況等を的確に把握し機動的に対応する監督

個人情報の取扱状況等に関する相談・情報を活用し、多様な観点から検討を行うことにより、効率的かつ効果的な監督を行います。また、そこで明らかになった課題や対応策等について、積極的に情報発信していきます。

さらに、国際的なデータ流通の拡大を踏まえ、個人情報保護法の域外適用の規定を活用し、海外の個人情報保護当局と執行協力を行うなど、国際的な連携により機動的な対応に取り組めます。

3 安全で自由な個人データの流通促進に向けたグローバルなイニシアティブ

経済・社会活動のグローバル化に対応するため、国際的制度調和を視野に入れ、これまで各国関係機関との間で築いた協力関係や信頼関係を基に、個人情報保護に関する国際的な議論において主導的役割を果たすことにより、個人情報の保護を図りつつ、自由な個人データの流通促進に取り組めます。

4 特定個人情報の安心・安全の確保に向けた取組

我が国の重要な社会基盤（インフラ）である個人番号が行政機関等や民間企業において適正に取り扱われるよう、指導・助言、検査等を適時適切に行います。また、そこで明らかになった課題等を踏まえ、個人番号の適正な取扱いが浸透するよう、様々な手法を用いて支援を行います。

また、個人番号を利用する行政機関等が総合的なリスク対策を自ら評価し公表する制度（特定個人情報保護評価）の適切な運営に取り組めます。

5 多様な主体に対する分かりやすい情報発信

相談や監督活動を通じて得られた情報を総合的に活用して、民間企業に加え、子どもや消費者等の多様な主体に対して広くタイムリーな情報発信を行います。その際、現場主義の視点を取り入れた多様なアプローチにより、国民の目から見て分かりやすい広報・啓発に取り組めます。

6 最先端の技術や国際的な連携に対してより円滑に対応できる体制の整備

情報セキュリティについて、AI 等の技術の急速な進展に対応できる体制の整備を進めるとともに、これまで各国関係機関との間で築いた協力関係や信頼関係を活かしつつ、国際的な連携を含めた法執行体制の充実・強化に取り組めます。

第3節 委員会の所掌事務の概要

委員会の所掌事務については、個人情報保護に関する基本方針の策定・推進、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力、特定個人情報保護評価、広報・啓発、調査・研究、国際協力等が規定されている（個人情報保護法第61条）。

1 個人情報保護法等に関する事務

平成27年改正法の一部施行により、平成28年1月1日から委員会が個人情報保護法を所管することとなり、個人情報保護関連の制度が政府全体として統一かつ総合的に運用されるよう、個人情報の保護に関する基本方針の策定と関連施策の総合かつ一体的な推進を図る役割を担っている。さらに、平成27年改正法による改正後の個人情報保護法の全面施行日（平成29年5月30日）から、それ以前は各主務大臣が行使していた監督権限について、委員会が一元的に所掌することとなった。

(1) 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力

① 報告徴収・立入検査（個人情報保護法第40条）

委員会は、個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）に対し、個人情報又は匿名加工情報（以下「個人情報等」という。）の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、個人情報取扱事業者等の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 指導・助言（個人情報保護法第41条）

委員会は、個人情報保護法の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。

③ 勧告・命令（個人情報保護法第42条）

ア 委員会は、個人情報等の取扱いに関して法令の規定に違反する行為があった場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該違反行為をした個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

イ 委員会は、上記アによる勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫しているとき、その個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

ウ 委員会は、上記ア又はイにかかわらず、個人情報等の取扱いに関して法令の規定に違反する行為があった場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

④ 苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力（個人情報保護法第 61 条）

個人情報取扱事業者等の保有する個人情報等の取扱いに関する苦情が委員会に寄せられた場合、相談窓口において、相談者に対し事案の内容に応じた助言を行うほか、必要に応じて、相談者からの苦情の申出についてあっせんを行うとともに、苦情の処理を行う事業者に対して解決に向けた助言等を行う。

（2）認定個人情報保護団体に関する事務

個人情報保護法第 47 条においては、個人情報取扱事業者等の個人情報等の適正な取扱いの確保を目的として、苦情の処理及び対象事業者に対する情報の提供等を行おうとする法人は、委員会の認定を受けることができるとされており、委員会は認定の申請を受けて個人情報保護法第 49 条に定める認定の基準に基づき、認定個人情報保護団体の認定を行う。

また、委員会は、認定個人情報保護団体に対して、報告の徴収（個人情報保護法第 56 条）、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨の命令（同法第 57 条）及び認定の取消し（同法第 58 条）を行うことができる。

（3）行政機関等非識別加工情報に関する事務

平成 27 年改正法による改正後の個人情報保護法の全面施行日（平成 29 年 5 月 30 日）と同日に施行された「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」（平成 28 年法律第 51 号）により、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）において導入された行政機関等非識別加工情報及び独立行政法人等非識別加工情報（以下「行政機関等非識別加工情報」という。）の提供の制度（以下「行政機関等非識別加工情報制度」という。）の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所が委員会に設置されるとともに、行政機関等非識別加工情報の取扱いに関する監視・監督権限は、委員会が一元的に所掌することとなった。

① 総合的な案内所の設置（行政機関個人情報保護法第 51 条の 2、独立行政法人等個人情報保護法第 48 条の 2）

行政機関等非識別加工情報の加工やその取扱いに関する問合せに応ずるほか、その他参考となる情報を随時提供する等、行政機関等非識別加工情報制度の円滑な運用を確保するため、総合的な案内を行う。

② 報告の要求（行政機関個人情報保護法第 51 条の 4、独立行政法人等個人情報保護法第 48 条の 4）

委員会は、行政機関の長及び独立行政法人等（以下この項において「行政機関の長等」という。）に対し、行政機関等非識別加工情報制度に関する施行の状況について報告を求めることができる。

③ 資料の提出の要求・実地調査（行政機関個人情報保護法第 51 条の 5、独立行政法人等個人情報保護法第 48 条の 5）

委員会は、行政機関等非識別加工情報制度の円滑な運用を確保するため必要があると

認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関及び独立行政法人等（以下この項において「行政機関等」という。）における行政機関等非識別加工情報の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査させることができる。

④ 指導・助言（行政機関個人情報保護法第 51 条の 6、独立行政法人等個人情報保護法第 48 条の 6）

委員会は、行政機関等非識別加工情報制度の円滑な運用を確保する必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における行政機関等非識別加工情報の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。

⑤ 勧告（行政機関個人情報保護法第 51 条の 7、独立行政法人等個人情報保護法第 48 条の 7）

委員会は、行政機関等非識別加工情報制度の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における行政機関等非識別加工情報の取扱いについて、勧告をすることができる。

2 マイナンバー法に関する事務

(1) 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力

① 報告徴収・立入検査等（マイナンバー法第 29 条の 3、第 29 条の 4、第 35 条）

ア 委員会は、マイナンバー法の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

イ 特定個人情報ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイルをいう。以下同じ。）を保有する行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体情報システム機構は、個人情報保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について委員会による検査を受けるものとする。また、特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、委員会規則で定めるところにより、定期的に、委員会に対して当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について報告することとされている。

ウ 個人番号利用事務等実施者は、委員会規則で定めるところにより、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じたときは、委員会に報告することとされている。

② 指導・助言（マイナンバー法第 33 条）

委員会は、マイナンバー法の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。

また、この指導及び助言をする場合において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人

情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる。

③ 勧告・命令（マイナンバー法第 34 条）

ア 委員会は、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為があった場合において、特定個人情報の適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。勧告の対象者には、特定個人情報を法令に基づいて取り扱う者のほか、違法に特定個人情報を取り扱う者も含まれる。

イ 委員会は、上記アによる勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

ウ 委員会は、上記ア又はイにかかわらず、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為があった場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

④ 情報提供ネットワークシステム等に対する措置の要求（マイナンバー法第 37 条）

ア 委員会は、マイナンバーその他の特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に関し、費用の節減その他の合理化及び効率化を図った上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう、総務大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。

イ 委員会は、上記アの規定により措置の実施を求めたときは、当該関係行政機関の長に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

⑤ 苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力（個人情報保護法第 61 条第 4 号）

事業者等の保有する特定個人情報の取扱いに関する苦情が委員会に寄せられた場合、相談窓口において、相談者に対し事案の内容に応じた助言を行い、自主的な解決を促すほか、必要に応じて委員会から事業者に連絡し、あっせんを行う。また、苦情の処理を行う事業者に対して解決に向けた助言等を行う。

（2）特定個人情報保護評価

行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びにマイナンバー法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者（以下この項及び第 2 章Ⅱ第 2 節において「行政機関の長等」という。）が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、委員会規則等に定める手続に従い、特定個人情報保護評価を実施することとされている（マイナンバー法第 28 条）。委員会は、マイナンバー法第 27 条及び第 28 条の規定に基づき、特定個人情報保護評価の実施に関し必要な措置等を規定する委員会規則の制定及び指針の作成を行うとともに、委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等が作成した特定個人情報保護評価書について承認を行う。

特定個人情報保護評価は、マイナンバー制度における制度上の保護措置の一つであり、

特定個人情報ファイルを保有しようとする行政機関の長等が、その取扱いについて自ら評価するものである。具体的には、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有する前に、当該特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認し、特定個人情報保護評価書において対外的に明らかにするものである。

特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とし、次に掲げることを目的として実施するものである。

① 事前対応による特定個人情報の適正な取扱いの確保

情報の漏えい、滅失、毀損あるいは不正利用等により個人のプライバシー等の権利利益が一度侵害されると、拡散した情報を全て消去・修正することが困難である等、その回復は容易でない。したがって、事前に特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための措置を講ずることが重要である。

特定個人情報保護評価は、このような事前対応の要請に応える手段であり、また、事前対応を行うことで、事後の大規模なシステムの仕様変更を防ぎ、不必要な支出を防ぐことも期待される。

② マイナンバー制度に対する国民の信頼の確保

マイナンバー制度に対する国民の信頼を確保する観点から、特定個人情報ファイルを取り扱う者が、入手する特定個人情報の種類、使用目的・方法、安全管理措置等について国民に分かりやすい説明を行い、その透明性を高めることが求められる。

特定個人情報保護評価は、行政機関の長等が、特定個人情報ファイルの取扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に説明することにより、国民の信頼を確保することを目的とするものである。

委員会が、マイナンバー法第 27 条及び第 28 条の規定に基づき「特定個人情報保護評価に関する規則」（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）及び「特定個人情報保護評価指針」（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）で定めた特定個人情報保護評価の手続は、図 2 のとおりである。行政機関の長等は、特定個人情報保護評価を実施する事務について、対象人数、取扱者数及び行政機関の長等における特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき、「基礎項目評価」、「重点項目評価」又は「全項目評価」のうち、いずれの評価の実施が義務付けられるかを判断する（「しきい値判断」）。

基礎項目評価又は重点項目評価を実施する行政機関の長等は、基礎項目評価書又は重点項目評価書を作成し、委員会に提出した後、公表する。全項目評価を実施する行政機関の長等（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（以下この項及び第 2 章Ⅱ第 2 節において「地方公共団体等」という。）を除く。）は、全項目評価書を作成した後、当該評価書を公示して広く国民の意見を求め、委員会の承認を受けた後、公表する。全項目評価を実施する地方公共団体等は、全項目評価書を作成した後、当該評価書を公示して広く住民等の意見を求め、第三者点検を受けた後、委員会に提出するとともに公表する。

図2：特定個人情報保護評価の流れ

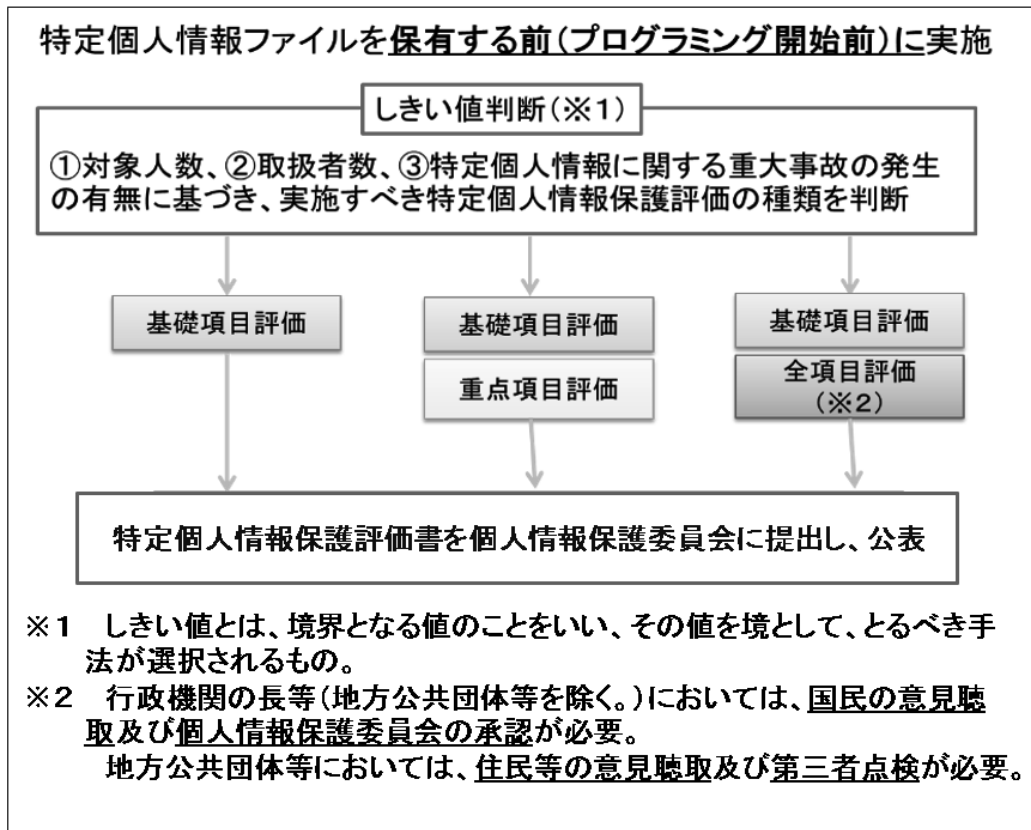


図3：各特定個人情報保護評価書の記載事項

基礎項目評価書の記載事項

- ・評価書番号、評価書名・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言
- ・評価実施機関名・公表日
- I 関連情報
 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 特定個人情報ファイル名 3. 個人番号の利用
 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 5. 評価実施機関における担当部署 6. 他の評価実施機関
 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- II しきい値判断項目
 1. 対象人数 2. 取扱者数 3. 重大事故
- III しきい値判断結果
- IV リスク対策
 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類
 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発(別添)変更箇所

重点項目評価書の記載事項

- ・評価書番号、評価書名・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言
- ・評価実施機関名・公表日
- I 基本情報
 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム
 3. 特定個人情報ファイル名 4. 個人番号の利用 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携
 6. 評価実施機関における担当部署 7. 他の評価実施機関
- II 特定個人情報ファイルの概要
 1. 特定個人情報ファイル名 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)
 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考(別添1)特定個人情報ファイル記録項目
- III リスク対策
 1. 特定個人情報ファイル名 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発
 10. その他のリスク対策
- IV 開示請求、問合せ
 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- V 評価実施手続
 1. 基礎項目評価 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 3. 第三者点検【任意】(別添2)変更箇所

全項目評価書の記載事項

- ・評価書番号、評価書名・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言
- ・評価実施機関名・個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】・公表日
- I 基本情報
 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム
 3. 特定個人情報ファイル名 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由
 5. 個人番号の利用 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 7. 評価実施機関における担当部署
 8. 他の評価実施機関
- (別添1)事務の内容
- II 特定個人情報ファイルの概要
 1. 特定個人情報ファイル名 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)
 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考(別添2)特定個人情報ファイル記録項目
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
 1. 特定個人情報ファイル名 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去
- IV その他のリスク対策
 1. 監査 2. 従業者に対する教育・啓発 3. その他のリスク対策
- V 開示請求、問合せ
 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- VI 評価実施手続
 1. 基礎項目評価 2. 国民・住民等からの意見の聴取 3. 第三者点検
 4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】(別添3)変更箇所

(3) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 8 号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」に基づく届出の承認

地方公共団体は、マイナンバー法第 19 条第 8 号において、同法第 9 条第 2 項の規定に基づき条例で定める事務（以下「独自利用事務」という。）のうち別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして委員会規則で定めるものについて、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携を行うことができるものとされている。

委員会規則においては、より具体的な要件として、

- ・ 独自利用事務の趣旨又は目的が、マイナンバー法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務（以下「法定事務」という。）のうちいずれかの事務の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること
- ・ その事務の内容が、当該法定事務の内容と類似していること

を示しており、提供される特定個人情報は、法定事務において提供される特定個人情報の範囲と同一又はその一部である。

情報連携を行いたい地方公共団体は、委員会規則で定めるところにより、あらかじめ委員会に届け出なければならないとされており、委員会は、上記要件を満たす届出について承認を行う。

3 個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務

委員会は、個人情報保護法第 61 条に基づき、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発、所掌事務を行うために必要な調査及び研究並びに所掌事務に係る国際協力に関すること等を行うこととされている。

第2章 委員会の所掌事務の処理状況

平成30年度においては、個人情報保護委員会会議を計39回（第60回から第98回まで）開催し、必要な審議、決定等を行った（付章1）。

I 個人情報保護法に関する事務

第1節 個人情報保護法に基づく取組等

1 個人情報保護法に基づく取組等

（1）基本方針の改正

個人情報保護法第7条の規定に基づき、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、政府が定めることとされている「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）について、近年の個人データの流通の国際化や情報セキュリティ対策の重要性等を踏まえ、①国際的な整合性への対応、②個人データに対する不正アクセス等への対応、③グローバルな視点での監督について追加する等の変更を行い、平成30年6月12日に閣議決定された。

（2）ガイドライン及びQ&Aの改正

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関するQ&A」について、問合せが多い事項について追加等を行う改正を行ったほか、個人情報保護法相談ダイヤルに寄せられた問合せ内容や事業者から寄せられた質問等も踏まえ、解釈の明確化等を図ることが望ましい箇所について記載の追記等を行うために、平成30年12月25日にガイドラインの「通則編」の改正を行った。具体的には、第三者提供制限の第三者に該当しない場合、保有個人データの開示及び開示等の請求等に応じる手続、安全管理措置等に関して、記載の追加等を行った。また、同日に関係するQ&Aの改正も併せて行った。

ガイドラインについてはこの他に、充分性認定に基づく日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みの発効に伴い、平成31年1月23日に「通則編」及び「外国にある第三者への提供編」の改正を行うとともに、「個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」を施行した。

（3）認定個人情報保護団体に関する取組

個人情報保護法においては、個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いの確保を目的として、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理及び対象事業者に対する情報の提供等の業務を行う法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）を認定する、認定個人情報保護団体（以下「認定団体」という。）に関する制度が設けられている。

平成30年度は、2団体の認定を新たに言い、平成31年3月31日現在、個人情報保護法第47条の規定に基づき認定された団体は43団体である（付章2）。

また、平成27年改正法により改正された個人情報保護法の施行により、認定団体が個人情報保護指針を作成又は変更した場合の届出が義務付けられたことに伴い、各認定団体から改正後の個人情報保護法に対応した個人情報保護指針の変更の届出を受け付け、

委員会ウェブサイト上で公表した。

さらに、平成 27 年改正法の施行に伴う監督権限一元化の趣旨を踏まえ、認定団体の認定業務に関する活動状況及び法令遵守状況を把握するため、認定団体に対し認定業務に関する報告徴収を実施し、改善すべき項目について認定団体の自主的な改善を促した。また、委員会及び各認定団体間の情報共有の場として開催している認定団体連絡会において、各認定団体の取組状況について情報共有を図った。

その他、認定団体制度及び認定団体の活動の普及促進のため、シンポジウムを開催するとともに、認定団体対象事業者向け実務研修会（東京 3 回、大阪 1 回、福岡 1 回、計 5 回）を開催した。

（４）オプトアウト手続に係る取組

平成 27 年改正法による改正後の個人情報保護法の全面施行に伴い、個人情報保護法第 23 条第 2 項に基づくオプトアウト手続による個人データの第三者提供（※）をしようとする者は、オプトアウト手続を行うこと等をあらかじめ委員会へ届け出ることが義務付けられている。平成 29 年 3 月 1 日より届出の受付を開始し、平成 31 年 3 月 31 日現在、189 件の届出を受け付け、委員会ウェブサイト上で公表している。

このほか、いわゆる名簿屋の実態を把握するため、「個人情報の第三者提供事業等の実態調査」を平成 29 年度に実施し、平成 30 年 9 月に調査結果を公表するとともに、委員会ウェブサイトにおいて、名簿等個人データの適正な取扱い・利用に係る注意喚起を行った。

（※） 第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて提供を停止することとしている場合であって、あらかじめ、「個人データを第三者に提供する旨」、「提供する個人データの項目」等を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた上で、本人の同意を得ることなく第三者に提供することをいう。

（５）情報セキュリティ関係機関との連携

個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第 20 条に基づき、取り扱う個人データにつき安全管理措置を講じなければならないこととされている。また、情報システムを使用する場合には、外部からの不正アクセスの防止等の技術的安全管理措置を講じなければならないこととされている。さらに、個人データの漏えい等の事案が発覚した場合に、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の検討及び実施などについて必要な措置を講ずることが望まれるとともに、委員会等に速やかに報告するよう努めることとされている。

他方で、企業等から機密情報等の窃取を企図したサイバー攻撃は一層複雑化・巧妙化し、攻撃対象も拡大し続けている。このような状況を踏まえ、平成 30 年度においては、外部からの不正アクセス等による個人データの漏えい等の事案への対応が個人情報取扱事業者において適切に実施されるよう、関係省庁とともに関係機関との連携及び協力を行うための「個人情報保護法サイバーセキュリティ連携会議」を開催し、個人情報等の漏えいを取り巻く状況やダークウェブの現状等についての意見交換や、委員会に報告された漏えい等事案について情報共有等を行った。

2 個人情報を取り巻く新たな課題への対応

(1) 平成27年改正法附則第12条に基づく検討

平成27年改正法附則第12条第3項において、法施行後3年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新産業の創出及び発展の状況等を勘案し、法の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。また、同条第2項において、法施行後3年を目途とし、基本方針の策定及び推進その他の委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保、その他の措置の状況を勘案し、その改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。

また、平成26年1月1日の特定個人情報保護委員会の発足後、平成30年12月31日をもって満5年が経過し、委員会の第一期目が終了することに際し、平成30年12月17日に開催された第83回個人情報保護委員会において主な論点を取りまとめ、次期委員会への申し送り事項とした。

これらを踏まえ、平成31年1月28日に開催された第86回個人情報保護委員会において、いわゆる3年ごと見直しに係る検討の着眼点を取りまとめ、平成27年改正法附則第12条に基づく検討を開始した。タウンミーティングや個人情報保護法相談ダイヤルに寄せられる消費者等からの声を踏まえつつ、意見の分析、取りまとめ、経済界からのヒアリング（平成31年3月31日までに7団体）を行うと共に、個別項目の審議を行い、検討を進めた。

第2節 個人情報保護法に基づく一元的な監督等

1 監督に係る処理状況

(1) 漏えい等事案に関する報告の受付状況等

平成30年度において、個人データの漏えい等事案について、4,380件の報告を受けた。このうち、委員会が直接報告を受けたものが1,216件、委任先省庁を経由して報告を受けたものが1,325件、認定団体を経由して報告を受けたものが1,839件であった（付章3）。このうち、外国事業者からの漏えい等事案に関する報告は、20件であった。

漏えい等事案の多く（81.9%）は、書類及び電子メールの誤送付、書類及び電子媒体の紛失であり、その他の発生原因としては、インターネット等のネットワークを経由した不正アクセス等であった。

漏えい等事案の報告を受けて、委員会においては事実関係及び再発防止策の確認等を行うとともに、同種の事態が起きないように必要に応じて指導等を行った。

(2) 立入検査等の実施状況

平成30年度において、漏えい等事案に関する報告等各種の情報を分析し、安全管理措置に相当の懸念のある事案を対象に立入検査を2件実施し、安全管理措置等の状況の確認及び再発防止策等の検証を行い、必要な指導を行うとともに、指摘した事項について改善状況報告を求めた。

(3) 指導・助言の状況

平成30年度において、委員会は、個人データの漏えい等、通報及び苦情事案の対応に際し、報告徴収を391件、指導・助言を238件行った（付章3）。

例えば、不正アクセスを発生原因とする漏えい事案が発生した事業者に対して、顧客

や利用者等に二次被害が発生しないような対応をするよう周知徹底を図ることや、ウェブサイトのプログラム修正を行う場合には、リリース前にセキュリティチェックを行う必要があること、外国に所在するシステム業者に開発や運用等を委託した場合でも委託元に監督義務があることなどについて指導・助言を行った。

個人情報保護法の域外適用については、外国に所在する事業者から受けた漏えい報告を踏まえ、発生原因の究明や再発防止策の策定等について、15件の指導・助言を行った。特に、ユーザー情報が不正に提供されたことに加え、不正アクセスにより利用者の情報が漏えいしたフェイスブックインクに対しては、ユーザーへの分かりやすい説明の徹底や、プラットフォーム上のアプリケーションの活動状況の監視の徹底等について指導を行い、社会的な影響に鑑みて当該指導について公表を行った。

(4) その他実態調査

いわゆる名簿屋に対する実態調査結果を踏まえ、名簿等個人データの適正な取扱いや利用に関する注意喚起をウェブサイトに掲載するとともに、事業者に対し臨場により事業内容等を確認することとした。具体的には、個人データの取得に係る確認や提供に係る記録義務の履行状況を検証し、必要に応じて指導を行ったほか、届出義務を履行していない事業者に対しては、指導を行い、届出書を提出させた。

また、民間事業者における安全管理措置の状況に関し、協力を得られた事業者の事業所に訪問し実態確認や意見交換を行った上で、事業者の規模・特性に応じた監督手法について検討を行い、事業者に対する指導・助言を実施する際の参考とした。

2 パーソナルデータの適正かつ効果的な活用

個人情報保護法の改正の趣旨を踏まえ、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を促進するため、次の取組を実施した。

(1) 官民データ活用推進基本法に基づく対応

官民データ活用推進基本法第21条第4項の規定に基づき、官民データ活用推進戦略会議が官民データ活用推進基本計画の案を作成する際に委員会の意見を聴くこととされている。これを受けて、同会議から提示された案に対し、平成30年6月6日、個人情報等の取扱いについて、委員会による個人情報等の保護及び適正かつ効果的な活用に係る施策と十分に連携すること等、個人情報等を含む官民データを取り扱う施策を実施するに当たっての留意点等を同会議に通知した。

(2) 匿名加工情報に関する情報発信

平成27年改正法附則第2条による改正後の個人情報保護法の全面施行によって匿名加工情報の類型が新設され、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進するための環境が整備された。これを受けて、平成31年3月31日現在で、約380社の事業者（小売業、医療・保険福祉業、サービス業、情報通信業等）が匿名加工情報の作成等を公表している。また、パーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用環境の整備に向けて、匿名加工情報の取扱いに関する情報を委員会ウェブサイト上で公表するなど、個人情報及び匿名加工情報の適正かつ効果的な活用を促進する観点からの情報発信を行った。

(3) 非識別加工情報制度の運用状況等

行政機関個人情報保護法等改正法により改正された行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法（以下これら2法を併せて「行政機関個人情報保護法等」という。）に基づき、その施行日（平成29年5月30日）に、行政機関等非識別加工情報の加工やその取扱いについての公的な相談窓口として、委員会に行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所を開設し、行政機関等（行政機関及び独立行政法人等をいう。以下この項において同じ。）や民間事業者等からの問合せに広く対応している（付章5）。

また、非識別加工情報制度の円滑な運用に資するよう、非識別加工情報制度の概要を分かりやすく説明した資料とともに、平成30年度において新たに各機関の提案募集対象ファイル一覧及び実施日程一覧を委員会ウェブサイトで公表して提案募集の実施状況を紹介、事業者向けの情報発信を拡充した。

さらに、総合案内所等を通じて広く国民に同制度を周知するとともに、行政機関等や地方公共団体の職員に対する運用実務に係る説明会に加えて、民間事業者向けの説明会や活用意向のヒアリングを実施した。

行政機関個人情報保護法等においては、行政機関等は、毎年度一回以上、当該行政機関等が保有する非識別加工情報について、提案募集を行うこととされている。平成30年度においては、20行政機関及び130独立行政法人等において、提案の募集が実施された（提案の募集対象となった個人情報ファイル数：行政機関286ファイル、独立行政法人等1,733ファイル）。また、行政機関において1件、独立行政法人等において計7件の提案があった旨の報告を受けた。

(4) 生産性向上特別措置法に基づく対応

生産性向上特別措置法第22条第6項の規定に基づき、主務大臣が革新的データ産業活用計画の認定をしようとする場合において、特に必要があるものとして政令で定める場合に該当すると認めるときは、あらかじめ委員会に協議することとされていることを踏まえ、保有個人データを用いる計画について15件の協議を受け、回答した。また、生産性向上特別措置法第11条第1項の規定に基づき、新技術等実証に関する計画について1件の認定を行った。

Ⅱ マイナンバー法に関する事務

第1節 監視・監督

1 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正

立入検査の結果及び問合せの内容や、規制改革推進会議における経済界の意見等を踏まえ、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号。別冊「金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を含む。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）（以下これらガイドラインを併せて「マイナンバーガイドライン」という。）の記載内容がより分かりやすくなるよう、委託の取扱い、安全管理措置等の項目について、平成30年9月28日に改正した。

2 漏えい事案等に関する報告の受付状況等

平成 30 年度において、特定個人情報の漏えい事案その他のマイナンバー法違反の事案又はそのおそれのある事案について、279 件の報告を受けた。このうち、「重大な事態」については、行政機関から 1 件、事業者から 2 件の報告を受けた（マイナンバー法第 29 条の 4。付章 8）。

漏えい事案等の報告の多くは、事業者において誤ってマイナンバーを収集した事案やマイナンバーが記載された書類を紛失した事案であった。また、重大な事態については、マイナンバーが記載された書類を紛失した事案等であり、いずれもマイナンバーが悪用されたとの報告は受けていない。

漏えい事案等の報告を受けて、再発防止策等の確認を行うとともに、同種の事態が起きないように指導等を行った。

なお、上記のほか、許諾なく再委託が行われた事案に関して、第一報として、行政機関から 1 件、地方公共団体から 12 件の報告を受けている。

3 立入検査等の実施状況

立入検査を行うに当たり、平成 30 年度検査計画を策定し、検査の実施方針として、行政機関等に対する定期的な検査のほか、随時に検査を行うとともに、地方公共団体に対しては、規模、過去の検査状況等を勘案の上、選択的に実施し、検査項目を絞った検査を活用することなどを定めている。平成 30 年度においては、法令及びマイナンバーガイドラインの遵守状況、特定個人情報保護評価書に記載された事項の実施状況等を実地に確認するため、行政機関等 6 件、地方公共団体 65 件、事業者 14 件の立入検査を実施し、指摘した事項について改善の報告を求めた（マイナンバー法第 35 条及び第 29 条の 3 第 1 項。付章 8）。

また、許諾なく再委託が行われた事案に関して、他の行政機関等や地方公共団体等に対して同様の事案がないか確認するとともに、必要に応じて検査を行った。さらに、委員会ウェブサイトにて特定個人情報の取扱いの委託に際しての注意喚起を行った。

4 監視・監督システムを用いた情報連携の監視状況

情報提供ネットワークシステムにおいて、行政機関等の職員による不正な利用がないか確認するため、監視・監督システムを用いて情報連携される情報提供等記録を取得、分析を行った。なお、調査を行った範囲内では、不正な利用は見受けられなかった。また、監視・監督システムの分析能力向上のため、AI を活用した機能の開発について検討を行った。

5 地方公共団体等の特定個人情報の取扱いに関する定期的な報告の状況

特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、毎年度、前年度においてマイナンバーの漏えい、滅失又は毀損の防止その他のマイナンバーの適切な管理のために講じた措置に関する事項その他当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いに係る事項を報告することとされている（マイナンバー法第 29 条の 3 第 2 項）。

平成 30 年度において、平成 29 年度におけるマイナンバーを取り扱う事務に関する体制の整備、研修・監査等の実施及びシステムの管理に関する事項等について、2,209 機関から報告を受けた。

上記の結果等を踏まえて、地方公共団体における特定個人情報の適正な取扱いに向けた改善を促すため、205 団体に対して特定個人情報安全管理措置セミナーを開催した（付章 9）。

さらに、地方公共団体から参加希望を募り、68 団体に対して、マイナンバー漏えい事案等が発生したとの想定で初動対応の訓練を実施し、当該団体の対応における問題等について改善を促した。

6 指導・助言等の状況

平成 30 年度において、特定個人情報の漏えい事案等の報告の受付に際し、再発防止策の徹底を求めたり、具体的な内容の記載を求めたりするなどの指導・助言等を 87 件行った（付章 8）。

また、上記 3 で述べたとおり、立入検査を実施し指摘した事項について報告を求めるなどの報告徴収を 95 件行った（付章 8）。

第 2 節 特定個人情報保護評価

1 特定個人情報保護評価書の承認

第 1 章第 3 節 2（2）で述べたとおり、行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施することとされており、しきい値判断により、「基礎項目評価」、「重点項目評価」又は「全項目評価」のいずれの評価の実施が義務付けられるかを判断する。

このうち、行政機関の長等（地方公共団体等を除く。）の全項目評価書については、マイナンバー法等により委員会の承認を受けることが義務付けられている（図 2（9 頁））。

平成 30 年度においては、6 の行政機関の長等（評価実施機関）から全項目評価書の提出を受け、当該行政機関の長等の職員から全項目評価書の概要を聴取する等、内容について審査を行った上で、8 件の承認を行った（付章 11）。当該行政機関の長等は、承認を得た後、全項目評価書の公表を行った。

地方公共団体等の全項目評価書については、マイナンバー法等により、原則として、条例等に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検を受け、委員会へ提出するとともに公表することが義務付けられている。

2 評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況

平成 31 年 3 月 31 日現在、2,851 の行政機関の長等（評価実施機関）が 32,403 の事務について特定個人情報保護評価書を公表している（付章 12）。これらの特定個人情報保護評価書については、国民が検索・閲覧することが可能となるよう、委員会が運用するシステム（マイナンバー保護評価 Web）に掲載している。

なお、委員会の承認対象ではない特定個人情報保護評価書についても、必要に応じて記載方法等に関する助言を行っている。

3 特定個人情報保護評価指針の変更

特定個人情報保護評価指針については、マイナンバー法第 27 条第 2 項の規定に基づき、少なくとも 3 年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとするとしている。この規定に基づき、特定個人情報保護評価指針の再検討を行い、特定個人情報保護評価を行う事務の対象となる人数の少ない行政機関の長等であってもリスク及びその対策の認識を深めてもらう観点から、最低限のリスク対策に関する措置状況等を基礎項目評価書の記載事項に追加する等の変更を行った。変更後の特定個人情報保護評価指針等は平成 30 年 5 月 21 日に公布・公表され、平成 31 年 1 月 1 日に全面施行された（なお、令和元年 6 月 30 日までの間は経過措置が設けられている。）。

第3節 その他

1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」に基づく届出の承認

(1) 届出の承認について

第1章第3節2(3)で述べたとおり、地方公共団体は、マイナンバー法第19条第8号において、独自利用事務のうち委員会規則で定めるものについて、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携を行うことができるものとされている。

平成30年度においては、上記の要件を満たし、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を求めることができる事務として、平成30年7月13日の第69回個人情報保護委員会において、98の地方公共団体から提出された217件の届出を承認し、また、平成30年11月1日の第78回個人情報保護委員会において、697の地方公共団体から提出された1,283件の届出を承認し、さらに、平成31年2月22日の第90回個人情報保護委員会において、85の地方公共団体から提出された208件の届出を承認した。これにより、令和元年6月時点で情報連携の対象とされる独自利用事務は、1,193の地方公共団体（都道府県46、市区町村等1,147）の8,368事務となる見込みである。

(2) 情報連携の対象となる独自利用事務の事例について

情報連携の対象となる独自利用事務の事例については、平成27年8月に委員会の決定を経て公表して以来、地方公共団体からの要望を踏まえて数次にわたり追加してきた。

平成30年度においては、新たに情報連携の対象とする独自利用事務の事例の追加について、地方公共団体に要望照会を行い、関係府省及び要望団体による検討会を開催したところ、新たな事例の追加はなかった。今後も地方公共団体の要望を踏まえて事例の拡大を図りつつ、添付書類の削除等の具体的なメリットが国民に実感されるよう独自利用事務の情報連携の活用を促進していくこととしている。

Ⅲ 国際的な取組

個人データの国境を越えた流通が増大する中、個人情報の保護を図りつつ国際的なデータ流通が円滑に行われるための環境を整備することが重要となっている。委員会としては、関係機関との協力関係の構築、国際的な協力の枠組みへの参加等に積極的に取り組んでおり、平成31年1月23日には、日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み(※)が発効した。

また、「デジタル時代の新たなIT政策の方向性について～デジタル時代に対応した「新たな社会システム」への移行に向けて～」(平成30年12月19日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)において言及されている、個人情報を含む「国際的なデータ流通の枠組みの構築」に関し、個人情報に関する相互に信頼性が確保されたデータフリーフローを促進する国際的な枠組みの構築に向けた取組を行った。具体的には、これまで連携を進めてきた米国・EUを中心とした関係各国の機関等と、個人データの越境移転の枠組みの相互運用可能性等について対話を行った。

さらに、国際会議等への出席、外国機関との対話等も精力的に行った(付章13及び付章14)具体的な取組については次のとおりである。

(※) 委員会が個人情報保護法第24条の規定に基づき「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」

としてEUを指定することに合わせて、欧州委員会がEU一般データ保護規則（General Data Protection Regulation：GDPR）第45条に基づき我が国の個人データ保護レベルの十分性を認定するもの。

第1節 地域別対話

1 EUとの協力対話等

(1) 日EUの円滑な個人データ移転を図る枠組み構築に向けた取組

EUとの間では、平成28年より、日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みの構築に向けて欧州委員会司法総局と累次の対話を重ねてきた。平成30年5月31日、委員が欧州委員会委員と二者会談を行い、同枠組みの構築について、双方の作業の進展について確認するとともに、同枠組みの早期発効に向けて作業を加速することを合意した。加えて、同枠組み発効後においても必要に応じて協議を行うことについて確認した。

平成30年7月17日、委員が欧州委員会委員と電話会談を行い、日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み構築に向けた対話の最終合意を確認し、今後、同枠組みを運用可能とするために双方において必要な国内手続を完了させることを約束した。また、同日東京で行われた第25回日EU定期首脳協議に際し、個人データの越境移転にも言及した共同声明が発出された。

同日に開催された第70回個人情報保護委員会では、欧州委員会による日本への十分性認定の発効に合わせて個人情報保護法第24条に基づくEU指定に係る告示の制定等の手続を行うことを決定した。また、日EU双方の制度間の関連する相違点に対処するための解決策として、「個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」を平成30年9月7日に公表し、欧州委員会による日本への十分性認定の発効日に施行することとした。

これらを踏まえて、平成31年1月18日に開催された第85回個人情報保護委員会において、個人情報保護法第24条に基づくEUの指定を1月23日付けで行うことを決定し、欧州委員会においても、GDPR第45条に基づく我が国の十分性認定が同日付けで決定されたことにより、日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みが発効した。

また、同日、EUから十分性認定等に基づき移転された個人データに関し、我が国の制度や言語に不慣れな外国人をサポートすること等を目的として、EU域内の個人から苦情の申し出を受け付けるための窓口を個人情報保護委員会に開設した。

(2) 欧州委員会等との対話

① 欧州委員会委員との会談（平成30年5月31日）

委員が欧州委員会委員と二者会談を行い、日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み構築について、双方の作業の進展について確認するとともに、同枠組みの早期発効に向けて作業を加速することを合意した。加えて、同枠組み発効後においても必要に応じて協議を行うことについて確認した。

② 欧州委員会委員との対話（平成30年7月17日）

委員が欧州委員会委員と電話会談を行い、日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み構築に向けた対話の最終合意を確認した。加えて、今後、同枠組みを運用可能とするために双方において必要な国内手続を完了させることを約束した。なお、同日、東京で行われた第25回日EU定期首脳協議に際し、個人データの越境移転にも言及した共同声明が発出されている。

③ 欧州議会 IMCO委員会（域内市場・消費者保護委員会）議員団との対話（平成 30 年 9 月 19 日）

委員が来日中の欧州議会 IMCO委員会議員団と意見交換を行った。委員からは、我が国の個人情報保護法制の概観及び個人情報保護法上の個人の救済制度等について説明を行い、欧州議会 IMCO委員会議員団の我が国の個人情報保護法制への理解を深めた。

④ 欧州委員会委員との対話（平成 31 年 1 月 23 日）

委員が欧州委員会委員との間で、EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みが発効することについて祝意を伝えあうとともに、今後も緊密な連携・協力を図っていくことを確認した。

(3) データ保護機関等との対話

EUのデータ保護機関との間では、書面や電話会議等により継続的な対話を実施した。委員会の国際的な取組等について先方の理解を深めるとともに、各国のデータ保護機関からは、平成 30 年 5 月 25 日に施行されたGDPRへの各国内における対応状況等について説明を受けた。また、今後も継続的な情報交換を行っていくことや協力関係を推進することで一致した。対話を実施した機関及び実施日は次のとおりである。

- ① 欧州データ保護会議（EDPB）との意見交換（平成 30 年 10 月 26 日）
- ② フランス・情報処理と自由に関する国家委員会（CNIL）との意見交換（平成 30 年 11 月 20 日）
- ③ スウェーデン・データ保護検査院との意見交換（平成 31 年 2 月 14 日）
- ④ ドイツ連邦データ保護・情報自由監察官（BfDI）との意見交換（平成 31 年 2 月 14 日）
- ⑤ イタリア・データ保護機関との意見交換（平成 31 年 2 月 19 日）
- ⑥ フランス・情報処理と自由に関する国家委員会（CNIL）との意見交換（平成 31 年 2 月 21 日）
- ⑦ スペイン・データ保護庁（AEPD）との意見交換（平成 31 年 2 月 27 日）
- ⑧ 欧州データ保護監督機関（EDPS）との意見交換（平成 31 年 3 月 7 日）
- ⑨ フランス・情報処理と自由に関する国家委員会（CNIL）との意見交換（平成 31 年 3 月 22 日）

(4) その他

① 日EU・ICT戦略ワークショップ（※）（平成 30 年 4 月 18 日・12 月 4 日）

事務局職員が日EU・ICT戦略ワークショップに参加し、個人データの越境流通について官民で議論するセッションにおいて、日EU間の相互の円滑な個人データ移転の実現に向けた対話の進捗状況に関する情報共有やGDPRに関する情報提供のための取組等について説明を行った。

（※） 総務省、欧州委員会（通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局）及び民間事業者が、デジタル経済における重要課題について自由な意見交換を行う場。

② 駐日欧州連合代表部大使・公使との面会（平成 30 年 11 月 16 日、平成 31 年 2 月 21 日）

事務局長が駐日欧州連合代表部の大使及び公使と意見交換を行い、個人情報を巡る最近の動向や、個人データの越境移転の枠組みに関する情報共有を行うとともに、今後一層の協力を進めていくことで一致した。

③ 駐日フランス大使との面会（平成 30 年 11 月 21 日）

事務局長が駐日フランス大使と意見交換を行い、日仏両国における個人情報に関する最近の動向について情報共有を行うとともに、今後一層の協力を進めていくことで一致した。

2 米国との対話

米国との間では、多国間の取決めである A P E C（Asia-Pacific Economic Cooperation: A P E C）越境プライバシールール（Cross Border Privacy Rules: C B P R）システム（企業に対し A P E C 基準を認証する仕組み）の促進を行っていくことで、協力関係を構築している。

（1）米国商務省次官補代理との面会（平成 30 年 6 月 1 日）

事務局長が米国商務省の次官補代理と意見交換を行い、引き続き協同して C B P R システムの促進及び拡大を積極的に行うことにより、個人情報を適切に保護しつつ、個人データの自由な流通を図ることで一致した。

（2）第 9 回インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話（平成 30 年 7 月 23 日・24 日）（※）

事務局職員がインターネットエコノミーに関する日米政策協力対話に参加し、米国商務省とともに、C B P R システム促進に向けた議論を行った。

（※）日本の総務省国際戦略局長とアメリカの国務省大使との間で、インターネットの経済的側面に焦点を当てた政策全般について、定期的に行われている政策対話。

（3）駐日米国大使館公使との面会（平成 30 年 12 月 21 日）

事務局長が駐日米国大使館の経済担当公使と意見交換を行い、日米両国における個人情報に関する最近の動向について情報共有を行うとともに、今後一層の協力を進めていくことで一致した。

3 英国との対話

英国との間では、英国の E U 離脱後も日英間の円滑な個人データ移転が確保されるよう、デジタル文化・メディア・スポーツ省（DCMS）（データ保護政策の所管省庁）及び情報コミッショナーオフィス（ICO）（英国データ保護機関）と、書面や電話会議等により継続的に対話を実施した。

この結果、平成 31 年 2 月 20 日に英国議会において、離脱後も E U における十分性認定（日本を含む。）を維持する法案が可決され、委員会においては平成 31 年 3 月 14 日に、英国の離脱後においても、E U に対して行った個人情報保護法第 24 条に基づく指定を英国に対して継続することを決定した。

なお、英国・E U 間の個人データ移転についても、円滑な個人データ移転に支障を来すことのないよう、英国及び E U の関係機関に対して要請した。

（1）情報コミッショナーオフィス（ICO）との意見交換（平成 30 年 8 月 17 日）

事務局長が情報コミッショナーオフィス（ICO）の副委員長と執行協力について情報共有及び意見交換を行った。

(2) 情報コミッショナーオフィス（ICO）との意見交換（平成30年10月23日）

専門委員が情報コミッショナーオフィス（ICO）の副委員長と意見交換を行った。今後も英国のEU離脱後の日英間の相互の円滑な個人データ移転について継続的に対話を行っていくこと、また執行協力の強化に努めていくことで一致した。

(3) 情報コミッショナーオフィス（ICO）との意見交換（平成30年12月4日）

委員が情報コミッショナーオフィス（ICO）の委員長と意見交換を行った。これまで行ってきた対話を今後も継続するとともに、グローバルな事案に対する執行協力を強化していくことを確認した。

(4) デジタル文化・メディア・スポーツ省（DCMS）との意見交換（平成31年2月19日）

事務局職員がデジタル文化・メディア・スポーツ省（DCMS）の職員と、英国のEU離脱後の日英間の個人データ移転について意見交換を行った。

(5) 情報コミッショナーオフィス（ICO）との意見交換（平成31年3月14日）

事務局職員が情報コミッショナーオフィス（ICO）の職員とGDPRの運用状況やGDPR施行後の執行体制及び執行状況等について意見交換を行った。

4 APEC CBPRシステムの推進

CBPRシステムは、APEC参加国・地域において、事業者のAPECプライバシーフレームワークへの適合性を認証する仕組みであり、事業者の個人情報保護の水準を判断するための国際的な基準として有効である。

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」の「外国にある第三者への提供編」においては、外国にある第三者への個人データの移転に関する適切な手法の一つとして、出し手又は受け手によるCBPRシステムの認証の取得を明記しており、CBPRシステムの認証を受けることは国際的な事業展開を図る日本企業にとって有益であることから、委員会は、各種説明会等において広報活動を行い（国際セミナー等を計13回実施し、約1,180人が参加。この他、国内企業向けに個人情報保護法に関する説明会を計78回実施し、CBPRシステムについて説明を行い、約6,500人が参加）、CBPRシステムのAPEC地域での普及・推進に取り組んでいる。

5 その他の海外のデータ保護機関等との連携

(1) データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議（※）（平成30年10月21日～26日）

委員長及び委員がベルギー及びブルガリアで開催された第40回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議に出席し、欧州データ保護監督機関（EDPS）及び欧州データ保護会議（EDPB）主催のサイドイベントには委員長が登壇し、委員会の国際的な取組等について講演を行った。

さらに、委員会は、本会議のサイドイベントとして、「Data protection in the era of connected world（世界がつながった時代におけるデータ保護）」と題したワークショップを開催し、国内外の専門家が講演及び議論を行った。

（※）正式メンバーとして承認されたデータ保護機関で構成される、国際的な個人データ保護の促進・強化について議論や情報交換を行う会議。

正式メンバー及び承認されたオブザーバーが参加する非公開会議が開催され、各

種決議等が採択されているほか、その他の公的機関、事業者、研究者等も参加する公開会議も開かれている。

(2) アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラム（※）

① 平成 30 年 6 月 25 日・26 日

専門委員が米国で開催された第 49 回 APPA フォーラムに出席した。専門委員から、当委員会の体制強化・充実及び個人情報保護に関する国際的な取組状況について説明を行ったほか、3つのワーキング・グループへの参加を表明した。

② 平成 30 年 12 月 3 日・4 日

委員及び事務局長がニュージーランドにおいて開催された第 50 回 APPA フォーラムに出席した。本フォーラムでは、次回第 51 回 APPA フォーラムについて、委員会主催により、令和元年 5 月 29 日及び 30 日に東京で開催することが決定されたほか、日 EU 間の相互認証に向けた取組の状況及び C B P R システムの促進等について説明を行った。

(※) アジア太平洋地域のデータ保護機関が、協力関係の構築及び情報交換を行う会議。年に 2 回開催。

(3) シンガポール個人情報保護委員会との意見交換（平成 30 年 7 月 4 日）

専門委員が、来日中のシンガポール個人情報保護委員会 Executive Chairman と意見交換等を行った。専門委員から当委員会の組織や最近の取組等について情報を共有するとともに、C B P R システムの促進・拡大を積極的に行っていくこと、また、それにより個人データを適切に保護しつつ自由な流通を図っていくことで一致した。

(4) 個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約（条約第 108 号）諮問委員会総会（※）（平成 30 年 6 月 19 日～21 日）

個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約（条約第 108 号）諮問委員会総会に事務局職員が参加した。

(※) 1980 年に欧州評議会にて採択された「個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約（条約第 108 号）」について、その適用や改訂等につき提案を行う目的で設置された機関。全 50 の条約批准国のほか、日本、米国、カナダ、豪州、韓国等がオブザーバーとして参加。

第 2 節 個人データに関する国際的なデータ流通の枠組み構築に関する取組

1 駐日米国大使館公使との面会（平成 30 年 12 月 21 日）

事務局長が駐日米国大使館の経済担当公使と意見交換を行い、C B P R 推進に向けた協調の継続と米国の関係当局との定期的な意見交換の実施を提案した。

2 OECD との意見交換（平成 31 年 2 月 1 日）

事務局長が来日中の OECD 科学技術イノベーション局長と意見交換を行い、国際的な個人データの流通において、OECD プライバシーガイドラインが果たし得る役割や、OECD プライバシーガイドラインの施行状況に係るレビュープロセスへの当委員会の貢献の可能性等について議論を行った。

3 米国当局との対話（平成31年2月12日～14日）

事務局長が米国の連邦取引委員会の消費者保護局長、国家電気通信情報庁の長官、商務省の次官補代理、国務省の次官補代理と意見交換を行い、①日EU・日米・米欧間の既存の枠組みを発展させ、個人データ越境移転の相互運用可能性を高め、②日米欧それぞれが持っている既存の個人データ越境移転のための企業認証の仕組みを発展させ、新たな企業認証方法の構築、③世界の個人情報保護政策の依拠する基盤となっている、OECDプライバシーガイドラインの見直しを行ったうえで、国際標準として活用することを提案し、今後一層の協力を進めていくことで一致した。

4 駐日欧州連合代表部公使との対話（平成31年2月21日）

事務局長が駐日欧州連合代表部公使と意見交換を行い、日EU相互認証の実現を踏まえ、今後の協力関係について議論を行った。

5 欧州委員会委員との対話（平成31年3月7日）

委員及び事務局長が欧州委員と意見交換を行い、①日EU・日米・米欧間の既存の枠組みを発展させ、個人データ越境移転の相互運用可能性を高め、②日米欧それぞれが持っている既存の個人データ越境移転のための企業認証の仕組みを発展させ、新たな企業認証方法の構築、③世界の個人情報保護政策の依拠する基盤となっている、OECDプライバシーガイドラインの見直しを行ったうえで、国際標準として活用することを提案し、今後一層の協力を進めていくことで一致した。

IV 個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務

第1節 広報・啓発

1 個人情報保護法関係

平成27年改正法により改正された個人情報保護法により新たに法の適用を受けることとなった事業者への法制度の周知のほか、子どもを含め、広く国民に対して個人情報保護のリテラシーの向上を図るため、事業者団体、消費者団体、地方公共団体等が主催する研修会等への講師派遣（計126回、約12,700人参加。付章15）、パンフレットの作成・配布、小学生を対象とした標語の募集・表彰、出前授業の実施、動画の提供及び幅広い層を対象に「暮らしの中の個人情報のこれからを考える」をテーマとしたシンポジウムの開催等を行った。また、地方公共団体との共催により、地域の消費者や自治会・企業関係者等の代表者とのタウンミーティングを全国7か所（計32人参加）で実施し、個人情報の保護やその取扱いに関して感じている悩み・疑問点等について意見交換を行った。

ウェブサイト運営事業者がセキュリティ対策を行うに当たり、実際に発生した不正アクセスによる情報漏えい等事案を踏まえて注意すべき事項をまとめた「WARNING～ウェブサイト運営している事業者の皆様への注意喚起～」を委員会ウェブサイトに掲載するとともに、発生した漏えい事案の状況等を踏まえ、具体的な事例を追加するなどの更新を行った。

また、直接個人から個人情報を不正に取得しようとするサイバー攻撃等への対応策等を周知するため、「個人を狙ったサイバー攻撃に関する留意事項」を委員会ウェブサイトに掲載したほか、第三者が作成したアプリ等を活用してサービスを提供する事業者及び当該サービスを利用する人に対して、意図しない個人情報の取得、提供をすることのないように「第三者が作成したプラットフォームやアプリを活用する場合の留意事項」を委員会ウェブサイトに掲載した。

さらに、各事業者において、個人情報と安全に取扱うためのルールや体制の有無について、自己点検を実施するための参考資料「中小企業のための自己点検チェックリスト及び個人データ取扱要領（例）」を委員会ウェブサイトに掲載した。

2 マイナンバー法関係

特定個人情報の適正な取扱いの確保や安全管理措置の再確認を促すことなどを目的として、各種説明会に講師を派遣した（計89回、約8,580人参加。付章9）。

具体的には、平成30年10月に開催された全国市長会秋期ブロック会議において、地方公共団体の首長に対して説明を行ったほか、平成30年4月から6月までの間に他省庁と連携して実施した社会保障・税番号制度担当者説明会及び平成30年4月以降開催された地方公共団体情報システム機構セミナーにおいて、地方公共団体の事務担当者に対して説明を行った。

また、地方公共団体等において説明会を実施し、事務担当者に対して、立入検査の結果等を踏まえた特定個人情報の取扱いに関する留意点について説明を行った。なお、特定個人情報安全管理措置セミナーを開催したことについては、第2章Ⅱ第1節5で述べたとおりである。

さらに、各機関がマイナンバーを取り扱う上で参考となるよう、委員会ウェブサイトに掲載している資料について、マイナンバーガイドラインの改正に合わせて改訂を行った。また、検査等を通じて把握した事例をまとめた資料である「マイナンバーを適切に取り扱うためのポイント～検査結果を踏まえて～」の事例の追加等を行うとともに、自己点検を活用した監査の手法を紹介した「地方公共団体等における特定個人情報等に関する監査実施マニュアル～はじめての監査のために～」やログの分析・確認の手法を紹介した「特定個人情報等の利用状況のログの分析・確認について」等を作成し、活用を促した。

また、問合せ等を踏まえ、委員会ウェブサイトに掲載している個人情報と特定個人情報の取扱いの差異等が分かる資料を改訂するなど、特定個人情報の適正な取扱いの確保に向けて広報・啓発を行った。

3 国際関係

平成30年11月20日、日本企業がEUの個人データ保護規制であるGDPRに対応する際の考え方を提供する周知・広報の機会として、欧州データ保護機関のトップ等を招聘してGDPRに関するセミナーを開催した。加えて、業界団体からの要請に応じて事務局職員を説明会に派遣し、委員会ウェブサイト上の専用ページにGDPRの条文及び関連ガイドラインの仮訳を掲載するなど、提供情報の充実を図り、日本企業に対する支援を行った。

さらに、平成31年1月23日に発効した日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みについても、事務局職員を欧州に派遣し、現地日系企業を対象とした説明会を開催した。

また、英国のEU離脱に関連して、英国を含むEU域内にいる個人のデータを取り扱う企業に対し、移行期間が設けられない場合に備えて余裕を持った対応を行うよう、委員会ウェブサイト上で注意喚起を行った。

この他、当委員会も加盟するアジア太平洋プライバシー執行機関において、所定の月（平成30年は5月）に取り組むこととされているPrivacy Awareness Weekを平成30年5月21日から31日に設定し、国際シンポジウムやセミナーへのスピーカーの派遣等を行い、個人情報の保護の重要性に対する認識の向上に努めた。

第2節 相談受付

1 個人情報保護法関係

(1) 個人情報保護法相談ダイヤルにおける対応

個人情報保護法に関する一般的な解釈及び個人情報保護制度に関する一般的な質問への回答、個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する監督、並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関する事務を行うための窓口として、個人情報保護法相談ダイヤルを運用している。平成30年度は、個人情報保護法相談ダイヤルにおいて16,669件の相談を受け付けた（付章4）。

平成29年度は改正法全面施行前後に事業者から改正法対応に関する相談が多く寄せられたが、平成30年度は事業者からの相談が減少した。一方、個人からの相談件数は前年度から横ばいで推移したため、相談主体別で見ると、本年度は前年度に比して個人からの相談の割合が増加した。相談内容の傾向としては、個人情報の第三者提供や利用目的等に関するものが多く、具体的には、自治会や管理組合の名簿の作成に当たり、個人データを第三者提供する際の手続に関する相談等が前年度に引き続き多くなっている。

(2) 個別の事業者への対応

① あっせんの実施

個人情報保護法相談ダイヤルに、事業者の個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情等が寄せられた場合には、必要に応じてあっせんに関する説明を行い、申出を受けた場合には、当事者それぞれから可能な限り納得を得て解決につなげられるよう対応している。例えば、保有個人データの開示請求を行ったものの事業者が対応を行わないという事案について、当該事業者に対して個人情報保護法の規定等を説明し、適切に開示請求に対応するようあっせんを行うなど、31件の申出を受け付けた。

② 指導・助言等

個人情報保護法相談ダイヤルに、事業者の個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情等が寄せられた場合には、必要に応じて事業者を確認を行った上で当事者に対する説明、事業者に対する指導・助言等を行った。例えば、事業者から、本人同意なく第三者に個人データが提供されたという事案について、当該事業者に対し、個人情報保護法第23条の規定に基づき、個人データを第三者提供する場合は本人の同意を取得するよう指導・助言等を行った。

2 マイナンバー法関係

(1) マイナンバー苦情あっせん相談窓口での対応

特定個人情報の取扱いに関する苦情の申出について、必要な助言・あっせん等を行う窓口としてマイナンバー苦情あっせん相談窓口を設置し、相談を受け付けている。当該相談窓口において、平成30年度は921件の相談を受け付けた（付章10）。相談の傾向としては、マイナンバーを提供した事業者における安全管理措置に関する不満、次いでマイナンバーの収集場面における事業者側の理解不足又は説明不足に起因するトラブルといった内容が多くなっている。また相談主体としては、主として従業員等の個人が多いが、当委員会作成のガイドラインの改正を契機に、事業者から取扱規程等の見直しについての相談も寄せられた。

(2) 個別の事業者への対応

苦情あっせん相談窓口で事業者のマイナンバーの取扱いについて苦情が申し立てられた事案等について、当該苦情について事業者に報告を求め、必要に応じて当事者に対する説明、事業者等に対する指導・助言等を行った。

例えば、ある事業者において、マイナンバーの提供を求める必要がない手続についてマイナンバーの提供を求めていたという事案に対し、当該事業者に対し事実確認を行い、全事業所に対して事務処理手順を改めて周知・徹底するよう指導を行った。

また、ガイドライン等に関する相談が寄せられた場合には、相談者が可能な限り納得感を得られるよう丁寧な説明に努めた。

第3節 人材育成

委員会の所掌事務を着実に遂行するため、人材育成は重要な課題である。多様な人材の活用と育成のため、個人情報保護及び利活用、マイナンバーの取扱いに係る監視・監督、国際協力等の業務運営に必要な資質・職務遂行能力の向上を主な目的として研修を実施したほか、外部の専門機関等が実施する研修に積極的に参加するなど、委員会内外の様々な機会を通じて研修を実施した。

新規採用職員に対しては、「新規採用職員向けマイナンバー習熟テスト」の実施や「個人情報保護士認定試験」の受験を義務付けることにより、今後の委員会業務の前提となる知識の着実な定着を図った。

国際業務の増加を踏まえて、グローバルな視点を養うため、語学研修や、英語で行われる大学ゼミナールに職員を参加させた。さらに、大学院で実施する専門講座に職員を派遣し、EUの個人情報保護法制に関する調査研究等を行わせた。

また、監視・監督機関としての委員会の性格及び業務内容に鑑み、事務局職員にはセキュリティ・ITの知見が不可欠であることから、サイバーセキュリティ分野における対応能力の向上及びセキュリティ・IT人材の確保・育成を図ることを目的に、専門機関が実施するサイバーセキュリティ研修やセキュリティ・ITリテラシー等に関する研修の実施等、事務局職員の専門的知識の会得に重点を置いた研修の実施に注力した。さらに、サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針（平成28年3月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）における橋渡し人材（部内育成専門人材）の確保・育成のため、選定した職員について総務省の主催する情報システム統一研修を受講させた。また、研修修了者に対するスキル認定の基準や手続等を定めた「個人情報保護委員会橋渡し人材スキル認定実施規程」及び「個人情報保護委員会橋渡し人材スキル認定実施手順」を策定するなど、スキル認定の実施に向けた取組を進めた。

また、事業者や消費者の声に直接接することで得られる知見を委員会業務にいかすことを目的として、個人情報保護法相談ダイヤルに寄せられる相談について、職員が実地に即した対応を学ぶ相談業務研修を新たに実施した（付章17）。

付章 活動実績

1 委員会会議

回数	開催日	議題
第 60 回	平成 30 年 4 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> 日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務 全項目評価書）の概要説明について 全国健康保険協会（健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務 全項目評価書）の概要説明について
第 61 回	平成 30 年 4 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> 日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務）の全項目評価書について 全国健康保険協会（健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務）の全項目評価書について 特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による平成 30 年度の定期的な報告について
第 62 回	平成 30 年 4 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法第 24 条に係る委員会規則の改正について 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（EU 域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編）（案）」に関する意見募集について
第 63 回	平成 30 年 5 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度年次報告（案）について 平成 30 年度個人情報保護委員会活動方針（案）について 平成 30 年度検査計画（案）について 特定個人情報保護評価指針の変更案等に関する意見募集結果及び同指針の変更等について その他
第 64 回	平成 30 年 5 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の保護に関する基本方針の一部変更（案）について
第 65 回	平成 30 年 6 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 生産性向上特別措置法施行規則（案）について 官民データ活用推進基本計画（案）について 個人情報保護法に基づく権限の委任について 日 EU 間の個人データ移転について
第 66 回	平成 30 年 6 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> アイスランド共和国、リヒテンシュタイン公国及びノルウェー王国のデータ保護機関との対話・調査結果について 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（EU 域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編）（案）」に関する意見募集結果について 個人情報の保護に関する法律第 24 条に基づく EU の指定に関する確認作業について 日本私立学校振興・共済事業団（日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務）の全項目評価書について

第 67 回	平成 30 年 6 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的なプライバシー専門家等との意見交換の結果について ・ 国税庁（受付事務）の全項目評価書について ・ 厚生労働省（労働者災害補償保険法による保険給付等（年金給付）に関する事務）の全項目評価書について ・ その他
第 68 回	平成 30 年 7 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定個人情報保護団体の認定について
第 69 回	平成 30 年 7 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独自利用事務の情報連携に係る届出の承認について
第 70 回	平成 30 年 7 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法第 24 条に基づく E U の指定に関する報告の概要について ・ 個人情報保護法第 24 条に基づく E U の指定について ・ マイナンバーガイドライン改正の意見募集について ・ その他
第 71 回	平成 30 年 8 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による平成 30 年度の定期的な報告について（速報）
第 72 回	平成 30 年 8 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人を狙ったサイバー攻撃に対する注意喚起について
第 73 回	平成 30 年 9 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定個人情報保護団体の認定について ・ マイナンバーガイドライン改正の意見募集結果について ・ 情報提供ネットワークシステムにおける情報連携の監視状況について
第 74 回	平成 30 年 9 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の第三者提供事業等の実態調査の結果について
第 75 回	平成 30 年 9 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告について ・ 個人情報保護法ガイドラインの改正について
第 76 回	平成 30 年 10 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について
第 77 回	平成 30 年 10 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ フェイスブックインクに対する指導について
第 78 回	平成 30 年 11 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省（公的年金業務等に関する事務）の全項目評価書の概要説明について ・ 独自利用事務の情報連携に係る届出の承認について
第 79 回	平成 30 年 11 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省（公的年金業務等に関する事務）の全項目評価書について ・ 第 40 回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議出張報告について
第 80 回	平成 30 年 11 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法ガイドライン改正案の意見募集結果について ・ その他
第 81 回	平成 30 年 12 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定個人情報保護団体に対する認定業務の適正な実施に関する報告徴収の実施について

第 82 回	平成 30 年 12 月 12 日	・ 第 50 回アジア太平洋プライバシー機関 (APPA) フォーラム 出張報告について
第 83 回	平成 30 年 12 月 17 日	・ 個人情報保護委員会の第一期を終えるにあたって
第 84 回	平成 31 年 1 月 9 日	・ 立入検査及び報告徴収等の実施について
第 85 回	平成 31 年 1 月 18 日	・ 個人情報の保護に関する法律第 24 条に基づく E U の指定 について
第 86 回	平成 31 年 1 月 28 日	・ いわゆる 3 年ごと見直し (今後の進め方について) ・ いわゆる 3 年ごと見直し (漏えい報告の在り方関係)
第 87 回	平成 31 年 2 月 5 日	・ 人材派遣健康保険組合及び全国健康保険協会の全項目評 価書の概要説明について ・ 個人情報保護委員会の組織理念の一部変更について ・ 立入検査の報告について
第 88 回	平成 31 年 2 月 8 日	・ いわゆる 3 年ごと見直し (事業者における取組を促す仕 組みの在り方関係)
第 89 回	平成 31 年 2 月 19 日	・ いわゆる 3 年ごと見直し (ヒアリング) 在日米国商工会議所 日本 I T 団体連盟
第 90 回	平成 31 年 2 月 22 日	・ 人材派遣健康保険組合及び全国健康保険協会の全項目評 価書について ・ 独自利用事務の情報連携に係る届出の承認について ・ 生産性向上特別措置法における新技術等実証計画の申請 案件について ・ 立入検査の報告について ・ 立入検査の実施について
第 91 回	平成 31 年 3 月 4 日	・ いわゆる 3 年ごと見直し (法の域外適用の在り方及び国 際的制度調和への取組と越境移転の在り方関係) ・ いわゆる 3 年ごと見直し (データ利活用に関する施策の 在り方関係) ・ 平成 31 年度検査計画について ・ 平成 31 年度の定期的な報告について
第 92 回	平成 31 年 3 月 12 日	・ いわゆる 3 年ごと見直し (ヒアリング) 電子情報技術産業協会 ・ いわゆる 3 年ごと見直し (報告: 認定個人情報保護団体か らの声)
第 93 回	平成 31 年 3 月 13 日	・ いわゆる 3 年ごと見直し (報告: 消費者等からの声) ・ 監視監督について① ・ 監視監督について② ・ その他
第 94 回	平成 31 年 3 月 14 日	・ 英国の E U 離脱に際しての当委員会の対応案について

第 95 回	平成 31 年 3 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ いわゆる 3 年ごと見直し（個人データに関する個人の権利の在り方関係） ・ 監視監督について① ・ 監視監督について② ・ 地方公共団体への取組状況について
第 96 回	平成 31 年 3 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ いわゆる 3 年ごと見直し（ヒアリング） 日本商工会議所 全国商工会連合会
第 97 回	平成 31 年 3 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ いわゆる 3 年ごと見直し（ヒアリング） 日本経済団体連合会 ・ 監視監督について
第 98 回	平成 31 年 3 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ いわゆる 3 年ごと見直し（ヒアリング） 日本インタラクティブ広告協会 ・ いわゆる 3 年ごと見直し（ペナルティの在り方関係）

2 認定個人情報保護団体の認定の状況

対象事業等分野	名称	苦情処理 相談窓口の 電話番号	所在地	認定年月日	個人情報保護指針 の名称
警備業	一般社団法人 全国警備業協会	03-3342- 5821	東京都新宿区西新宿 1丁目25番1号 新宿 センタービル 32F	平成 20 年 11月 21 日	警備業における個人 情報の保護に関 するガイドライン
指定自動車教習 所業	一般社団法人 全日本指定自 動車教習所協 会連合会	03-3556- 0070	東京都千代田区九段 南 2-3-9 サン九段ビ ル 4 階	平成 26 年 10月 9 日	指定自動車教習所 業における個人情 報保護指針
証券業	日本証券業協 会	03-6665- 6784	東京都中央区日本橋 2-11-2 太陽生命日 本橋ビル	平成 17 年 4月 1 日	個人情報の保護に 関する指針
保険業	一般社団法人 生命保険協会	03-3286- 2648	東京都千代田区丸の 内 3-4-1 新国際ビル 3 階	平成 17 年 4月 1 日	生命保険業におけ る個人情報保護の ための取扱指針
保険業	一般社団法人 日本損害保険 協会	03-3255- 1470	東京都千代田区神田 淡路町 2-9	平成 17 年 4月 1 日	損害保険会社に係 る個人情報保護指 針
保険業	一般社団法人 外国損害保険 協会	03-5425- 7963	東京都港区虎ノ門 3- 20-4 虎ノ門鈴木ビル 7 階	平成 18 年 11月 30 日	損害保険会社に係 る個人情報保護指 針
銀行業	全国銀行個人 情報保護協議 会	03-6202- 2564	東京都千代田区大手 町 2 丁目 6-1 朝日生 命大手町ビル	平成 17 年 4月 15 日	個人情報保護指針
信託業	一般社団法人 信託協会	0120- 817335 03-6206- 3988	東京都千代田区丸の 内 2-2-1 岸本ビル 1 階	平成 17 年 4月 15 日	個人情報の保護と 利用に関する指針
投資信託委託業 及び投資法人資 産運用業	一般社団法人 投資信託協会	03-5614- 8440	東京都中央区日本橋 兜町 2-1 東京証券取 引所ビル 6 階	平成 17 年 7月 1 日	個人情報の保護に 関する指針
投資運用業及び 投資助言・代理 業	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	03-3663- 0505	東京都中央区日本橋 茅場町 1-5-8	平成 17 年 7月 1 日	個人情報の保護に 関する取扱指針
貸金業	日本貸金業協 会	0570-051- 051	東京都港区高輪 3- 19-15 二葉高輪ビル 2 階・3 階	平成 22 年 3月 31 日	個人情報保護指針
金融先物取引業	一般社団法人 金融先物取引 業協会	03-5280- 0881	東京都千代田区神田 小川町 1-3 NBF 小川 町ビルディング	平成 26 年 8月 1 日	個人情報の保護に 関する指針
放送	一般財団法人 放送セキュリ ティセンター	03-5213- 4714	東京都千代田区平河 町 2-9-2 エスパリエ 平河町ビル	平成 17 年 4月 12 日	放送分野の個人情 報保護に関する認 定団体指針
電気通信事業	一般財団法人 日本データ通 信協会	03-5907- 3803	東京都豊島区巢鴨 2- 11-1 巢鴨室町ビル 7 階	平成 17 年 4月 12 日	電気通信事業にお ける個人情報保護 指針

全般	一般財団法人 日本情報経済 社会推進協会	03-5860- 7565	東京都港区六本木 1- 9-9 六本木ファース トビル内	平成 17 年 6 月 27 日	JIPDEC 個人情報 保護指針
モバイルコンテ ンツ関連事業	一般社団法人 モバイル・コ ンテンツ・フ ォーラム	03-5468- 5091	東京都渋谷区東 3- 22-8 サワダビル 4F	平成 29 年 5 月 26 日	モバイルコンテ ンツ関連事業におけ る個人情報保護指 針
製薬業	日本製薬団体 連合会	03-3270- 1810	東京都中央区日本橋 本町 3-4-18	平成 17 年 10 月 20 日	製薬企業における 個人情報の適正な 取扱いのためのガ イドライン
医療	公益社団法人 全日本病院協 会	03-5283- 7441	東京都千代田区神田 猿楽町 2-8-8 住友不 動産猿楽町ビル	平成 18 年 2 月 13 日	全日本病院協会 個人情報保護指針
医療・介護	特定非営利活 動法人 医療 ネットワーク 支援センター	03-6911- 0585	東京都新宿区西新宿 6-15-1-412	平成 18 年 3 月 24 日	医療ネットワー ク支援センター個人 情報保護指針
医療・介護・福祉	特定非営利活 動法人 検定 協議会	078-393- 5117	兵庫県神戸市中央区 江戸町 85-1 ベイ・ウ ィング神戸ビル 9 階	平成 27 年 3 月 13 日	医療・福祉・介護サ ービス事業者に係 る個人情報保護指 針
医療	一般社団法人 国際情報セキ ュリティマネ ジメント研 究所	03-4405- 5178	神奈川県横浜市西区 北幸 1 丁目 2 番地 13 号横浜西共同ビル 5 F	平成 29 年 3 月 15 日	国際情報セキュリ ティマネジメン ト研究所における 個人情報保護指針
手技療法（柔道 整復・はり・きゅ う・あんまマッ サージ指圧・整 体・カイロプラ ティックス・リ ラクゼーション 等）	特定非営利活 動法人 日本 手技療法協会	03-5296- 5011	東京都千代田区神田 淡路町 1-1-1 KA111 ビル 7 階	平成 18 年 3 月 31 日	個人情報保護指針
経済産業分野	一般社団法人 日本個人情報 管理協会	03-4415- 2031	東京都港区高輪 2- 15-8 グレイスビル泉 岳寺前	平成 23 年 8 月 10 日	個人情報保護指針
ギフト用品に関 する事業	一般社団法人 全日本ギフト 用品協会	03-3847- 0691	東京都台東区寿 3- 15-10 ペンギンビル 3 階	平成 17 年 5 月 13 日	個人情報の保護に 関する法律につい てのギフト分野を 対象とするガイド ライン
クレジット事業	一般社団法人 日本クレジット 協会	03-5645- 3360	東京都中央区日本橋 小網町 14-1 住生日 本橋小網町ビル 6 階	平成 21 年 7 月 1 日	個人情報保護指針

印刷・グラフィックサービス工業	公益社団法人東京グラフィックサービス工業会	03-3667-3771	東京都中央区日本橋小伝馬町7-16	平成17年12月7日	印刷・グラフィックサービス工業における個人情報保護指針
小売業	一般社団法人日本専門店協会	03-5937-5682	東京都中野区中央2-2-8 STNビル3階	平成17年12月7日	個人情報保護指針
経済産業分野	特定非営利活動法人日本個人・医療情報管理協会	03-5615-8180	東京都文京区本郷2-3-15元町館2階	平成18年2月10日	個人情報保護指針
経済産業分野	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	03-6434-1125	東京都渋谷区渋谷1-17-14 全国婦人会館2階	平成18年2月13日	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会における個人情報保護ガイドライン
経済産業分野	日本個人情報保護協会	026-267-6077	長野県長野市若里7-7-2 オフィスリンク内	平成18年8月4日	個人情報保護ガイドライン
結婚情報サービス業	一般社団法人結婚相談業サポート協会	03-6233-2915	東京都新宿区新宿5丁目18-20 ルックハイツ新宿1105	平成20年7月7日	結婚相談業サポート協会における個人情報保護指針
結婚情報サービス業	一般社団法人日本結婚相手紹介サービス協議会	03-5689-8769	東京都文京区本郷3-32-6 ハイヴ本郷401	平成20年12月15日	日本結婚相手紹介サービス協議会における個人情報保護指針
結婚情報サービス業	株式会社IBJ(日本結婚相談所連盟)	03-5324-5658	東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト12階	平成21年4月20日	個人情報保護指針
結婚情報サービス業	ナノライセンス結婚専科システム協議会	075-361-8858	京都府京都市下京区高辻通り新町西入ル堀之内町272-7 京都3号館ビル	平成22年2月24日	個人情報保護指針
新聞販売業	大阪毎日新聞販売店事業協同組合	06-6346-8160	大阪府大阪市北区梅田3-4-5 毎日新聞ビル内	平成18年3月9日	個人情報保護指針
葬祭業	J E C I A 個人情報保護協会	03-5379-8101	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル6階	平成17年5月13日	個人情報保護指針(ガイドライン)
葬祭業	全国こころの会葬祭事業協同組合	03-5828-3855	東京都台東区松が谷4-28-3	平成18年3月31日	全国こころの会における個人情報保護のための取扱い指針
経済産業分野	一般社団法人ビジネスコンプライアンス	03-4405-5484	東京都中央区日本橋1丁目6-7 日本橋関谷ビル6階	平成29年1月17日	個人情報保護指針

経済産業分野	一般社団法人 医療データベース協会	03-6894- 5429	東京都港区芝大門 2 丁目 5 番 5 号	平成 29 年 2 月 27 日	医療データベース 協会の会員におけ る個人情報の適正 な取扱いのための 指針
経済産業分野	一般社団法人 中小企業個人 情報セキュリ ティ推進協 会	03-4405- 5180	東京都新宿区市谷田 町 1 丁目 19 番地 2	平成 29 年 4 月 11 日	中小企業個人情報 セキュリティー推 進協会における個 人情報保護指針
自動車登録番号 標交付代行業	一般社団法人 全国自動車標 板協議会	03-3813- 5911	東京都文京区本郷 2- 15-13 お茶の水ウイ ングビル 4 階	平成 17 年 12 月 27 日	交付代行者等個人 情報保護指針
通信販売業	公益社団法人 日本通信販売 協会	03-5651- 1122	東京都中央区日本橋 小舟町 3-2 リブラビ ル 2 階	平成 30 年 7 月 5 日	個人情報保護指針
全般	一般社団法人 日本情報シス テム・ユーザ ー協会	03-3249- 4104	東京都中央区日本橋 堀留町 2 丁目 4 番 3 号	平成 30 年 9 月 12 日	個人情報保護指針

3 個人情報の取扱いに関する監督に係る処理状況

(期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

対応事項	件数
個人データの漏えい等事案の 報告の受付	4,380 件 (うち委任先省庁経由：1,325 件 認定団体経由：1,839 件)
報告徴収	444 件 (うち委任先省庁実施分：53 件) (※1)
立入検査	32 件 (うち委任先省庁実施分：30 件) (※2)
指導・助言	238 件
苦情のあっせん	16 件

※1 委任先省庁実施分は、業法に基づく計画検査等と合わせて実施されたものである。

※2 委任先省庁実施分は、業法に基づく定期検査と合わせて実施されたものである。

(1) 事業者からの個人データの漏えい等事案の状況

① 「漏えい等した人数」

(単位：件)

報告先	件数 (割合)	漏えい等した人数				
		500人 以下	501～ 5,000人	5,001～ 50,000人	50,001人 以上	不明
委員会	1,216	1,053 (86.6%)	98 (8.1%)	39 (3.2%)	17 (1.4%)	9 (0.7%)
包括委任 先省庁	1,325	1,272 (96.0%)	32 (2.4%)	13 (1.0%)	7 (0.5%)	1 (0.1%)
認定団体	1,839	1,709 (92.9%)	59 (3.2%)	18 (1.0%)	5 (0.3%)	48 (2.6%)
計	4,380	4,034 (92.1%)	189 (4.3%)	70 (1.6%)	29 (0.7%)	58 (1.3%)

※ 漏えい等事案には、「漏えい」のほか、「滅失」、「き損」の事案を含む。

※ 漏えい等した人数とは、漏えい等した個人情報によって識別される特定の個人の数进行う。

② 「漏えい等した情報の種類」 (①のうち委員会に報告されたもの。以下⑤まで同じ。)

(単位：件)

件数 (割合)	漏えい等した情報の種類						
	顧客情報		従業員情報		その他の情報		
	うち基本情報のみ	うち基本情報のみ	うち基本情報のみ	うち基本情報のみ	うち基本情報のみ	うち基本情報のみ	
1,216	72 (5.9%)	1,073 (88.2%)	66 (5.4%)	148 (12.2%)	5 (0.4%)	28 (2.3%)	1 (0.1%)

※ 「基本情報」とは、氏名、生年月日、性別、住所を指す。

※ 一つの事案で複数の情報が漏えい等した場合は、全ての項目について記入。

③ 「漏えい等した情報の形態」

(単位：件)

件数 (割合)	漏えい等した情報の形態			
	電子媒体のみ	紙媒体のみ	電子・紙媒体	その他
1,216	469 (38.6%)	734 (60.4%)	5 (0.4%)	8 (0.6%)

④「漏えい等元・漏えい等した者」

(単位：件)

件数 (割合)	事業者					委託先				
	従業者		第三者		その他	従業者		第三者		その他
	意図的	不注意	意図的	不注意		意図的	不注意	意図的	不注意	
1,216	14 (1.2%)	812 (66.8%)	77 (6.3%)	0 (0.0%)	4 (0.3%)	1 (0.1%)	207 (17.0%)	95 (7.8%)	0 (0.0%)	6 (0.5%)

⑤「漏えい等した後の改善措置状況」

(単位：件)

件数 (割合)	事業者による安全管理措置			
	組織的	人的	物理的	技術的
1,216	689 (56.7%)	661 (54.4%)	113 (9.3%)	291 (23.9%)
件数 (割合)	事業者による対応			
	本人への謝罪・連絡	専用窓口の設置	商品券等の配付	
1,216	1,099 (90.4%)	139 (11.4%)	26 (2.1%)	

※ 一つの事案で複数の安全管理措置又は対応を事業者が実施した場合は、全ての項目について記入。

※ 表中の事業者による安全管理措置は、漏えい等後に事業者が講じた再発防止策を、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」の「（別添）講ずべき安全管理措置の内容」に基づき、その再発防止策の内容に応じて分類している。具体的な内容としては、「組織的」に社内規程の整備や監査の実施等を、「人的」に教育・研修の実施等を、「物理的」に機器及び電子媒体の盗難の防止や持ち運ぶ場合の漏えい防止等を、「技術的」にアクセス制御や外部からの不正アクセスの防止等を、それぞれ分類している。

(2) 認定個人情報保護団体の取組の状況

(単位：件)

名称	法第52条及び第53条に基づく措置						その他の積極的な取組
	苦情処理	説明要求	資料要求	指導	勧告	その他の措置※	
一般社団法人 全国警備業協会	0	0	0	0	0	0	・機関紙に個人情報保護法に関するQ&Aコーナーを設け、対象事業者に対する情報提供の実施
一般社団法人 全日本指定自動車教習所協会連合会	0	0	0	0	0	0	・名簿等販売事業者の主な提供先の一つとして、自動車教習所が挙げられていたことから、対象事業者に対し情報提供するとともに注意喚起を実施
日本証券業協会	7	6	0	0	0	109	・個人情報の漏えい事案等の事故及び苦情・相談の事例等に関する半期ごとの協会員への周知 ・責任者向けの研修の実施
一般社団法人 生命保険協会	10	10	0	0	0	0	・個人情報担当者を対象とした「個人情報保護委員会の活動から見える最新動向」をテーマとした研修の実施
一般社団法人 日本損害保険協会	19	0	0	0	0	0	・対象事業者における個人データの安全管理措置体制の点検
一般社団法人 外国損害保険協会	2	2	0	0	0	0	・対象事業者のコンプライアンス担当に対する情報提供と月例会での報告及び意見交換(GDPR等) ・研修の実施
全国銀行個人情報保護協議会	93	21	0	26	0	0	・会員向け研修会の実施(最新の海外の個人情報保護法制の動向)
一般社団法人 信託協会	0	0	0	8	0	0	・対象事業者向けに「個人情報の保護と活用をめぐる近時の動向と実務対応等について」セミナーの開催
一般社団法人 投資信託協会	0	0	0	0	0	0	・個人情報の適正な取扱いの確保のための正会員役職員に対する研修(補完的ルール等)等の実施
一般社団法人 日本投資顧問業協会	0	0	0	83	0	0	・一般社団法人投資信託協会との共催による個人情報保護に関する研修(補完的ルール等)の実施

日本貸金業協会	1	1	0	0	0	0	・個人情報に特化した e-ラーニング講座の開講
一般社団法人 金融先物取引業協会	0	0	0	4	0	0	・協会監査で認められた個人情報保護関係の不備に関して協会セミナーの開催
一般財団法人 放送セキュリティセンター	11	0	0	0	0	0	・改正個人情報保護法の最新動向のセミナー開催
一般財団法人 日本データ通信協会	97	0	0	0	0	0	・電気通信事業者(対象事業者を含む)に向けた「個人情報保護セミナー」の開催
一般財団法人 日本情報経済社会推進協会	139	1	42	42	0	0	・匿名加工情報に関する対象事業者の相談対応 ・CBPR認証業務の推進
一般社団法人 モバイル・コンテンツ・フォーラム	0	0	0	0	0	0	・有用な情報の対象事業者に対する情報提供の実施
日本製菓団体連合会	0	0	0	0	0	0	・加盟団体を通じ対象事業者加入を促す通知の発出
公益社団法人 全日本病院協会	2	0	0	16	0	0	・医療機関の個人情報保護管理責任者、担当者を対象とした個人情報管理 ・担当責任者養成研修会の開催
特定非営利活動法人 医療ネットワーク支援センター	0	0	0	0	0	3	・医療・介護関係事業者、管理者、現場職員を対象にした改正個人情報保護法対応セミナーの開催
特定非営利活動法人 検定協議会	0	0	0	0	0	0	
一般社団法人 国際情報セキュリティマネージメント研究所	0	0	0	0	0	0	・e-ラーニングツールの提供による、対象事業者における従業員への教育訓練実施の支援
特定非営利活動法人 日本手技療法協会	0	0	0	0	0	0	・セミナー(治療院における個人情報保護の基礎知識と運用方法の説明)による情報提供
一般社団法人 日本個人情報管理協会	0	0	0	0	0	0	・個人情報保護法の改正に関する研修、セミナーの実施
一般社団法人 全日本ギフト用品協会	0	0	0	0	0	0	・苦情の受付窓口の表示を未表示にしている対象事業者に対する指導の実施
一般社団法人 日本クレジット協会	8	1	0	0	0	0	・「認定個人情報保護団体の活動について」をテーマとした個人情報保護研修の実施
公益社団法人 東京グラフィックサービス工業会	0	0	0	0	0	0	・印刷業界の個人情報保護に関するガイドブックの作成・相談や指導体制の強化

一般社団法人 日本専門店協会	0	0	0	0	0	0	・総会等において出席者に注意喚起等の実施
特定非営利活動法人 日本個人・医療情報管理協会	13	13	1	0	0	19	・個人情報保護を推進する人材の育成（養成講座の実施、中小企業向け個人情報保護研修、個人情報保護セミナー）
公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	0	0	0	0	0	0	・個人情報保護の取組みの最新の現状と企業の取組み事例について、研修会（情報提供含む）を開催
日本個人情報保護協会	0	0	0	0	0	0	
一般社団法人 結婚相談業サポート協会	0	0	0	0	0	0	・改正個人情報保護法に関する個人情報保護講習会の開催
一般社団法人 日本結婚相手紹介サービス協議会	0	0	0	0	0	0	・個人情報保護法に関する研修の実施
株式会社 I B J (日本結婚相談所連盟)	9	0	0	0	0	0	・新規加盟店向けに個人情報の取扱いについての研修の実施
ナノライセンス結婚専科システム協議会	0	0	0	0	0	0	・個人情報保護法の法改正に関する研修の実施
大阪毎日新聞販売店事業協同組合	0	0	0	0	0	0	・個人情報保護に関する研修の実施
J E C I A個人情報保護協会	0	0	0	0	0	0	・個人情報取扱いのルールについて研修の実施
全国こころの会葬祭事業協同組合	0	0	0	0	0	0	・加盟社の代表者、個人情報担当者に対する、個人情報保護委員会HPにある「お役立ちツール（個人データ取り扱い要領）」等に関する説明会の実施
一般社団法人 ビジネスコンプライアンス	0	0	0	0	0	0	・研修の実施
一般社団法人 医療データベース協会	0	1	0	1	0	0	・個人情報保護及び苦情の受付、処理に関する研修会の実施
一般社団法人 中小企業個人情報セキュリティ推進協会	0	0	0	0	0	0	・eラーニングシステムを活用した個人情報保護法等に関する学習教材の提供
一般社団法人 全国自動車標板協議会	0	0	0	0	0	0	・地方ブロック単位での研修の実施
公益社団法人日本通信販売協会	0	0	0	0	0	0	・改正個人情報保護法について情報セキュリティセミナーの開催

一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会	0	0	0	0	0	21	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護の動向と認定個人情報保護団体の役割について研修の実施 ・対象事業者増加施策の実施 ・苦情相談体制の強化
計	411	56	43	180	0	152	

※ 「その他の措置」とは、認定個人情報保護団体が、法第 53 条に基づき自ら作成・公表した個人情報保護指針を対象事業者に遵守させるために行った措置で、「指導」及び「勧告」以外のものを指す。

4 個人情報保護法相談ダイヤルの受付件数（※1）

（期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日、単位：件）

分類	計	相談主体別			問合せ内容上位 5 項目 (1 件の問合せで複数の項目に該当する場合を含む。)				
		事業者	個人	その他 (※4)	第三者提供	利用目的	定義	安全管理措置	開示等
苦情 (※2)	2,575	19	2,527	29	1,073	665	236	417	349
質問	13,016	8,901	2,713	1,402	5,053	2,546	2,217	1,535	692
その他 (※3)	1,078	198	738	142	49	13	65	14	11
計	16,669	9,118	5,978	1,573	6,175	3,224	2,518	1,966	1,052

※1 本年度から、相談分類の集計方法を変更している（従来「質問」に分類していた「不満等を訴えているが助言で対応を了したもの」については、本年度以降「苦情」として集計。）。

※2 事業者等における不適正な取扱い等に関する情報提供を含む。

※3 本年度下半期以降、行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法・個人情報保護条例が適用となる場合や、個人情報保護法制度に関する要望等については「その他」に分類するよう、「その他」に分類するための分類基準を精査した。

※4 国の行政機関、地方公共団体、弁護士その他からの相談。

5 行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所の受付件数

(期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日、単位：件)

分類	合計	問合せ内容上位5項目 (1件の問合せで複数の項目に該当する場合を含む。)				
		定義	提案募集	提案の審査等	作成加工基準等	提案方法
質問・相談	109	40	30	13	9	6

6 生産性向上特別措置法に基づく革新的データ産業活用計画の協議実績 (平成31年3月31日時点)

	事業者名	事業分野	協議理由	認定日
1	株式会社ジェーシービー	貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関	保有個人データ(顧客データ)を用いるため。	平成30年7月13日
2	大和証券株式会社	金融商品取引業、商品先物取引業	保有個人データ(顧客データ)を用いるため。	平成30年12月13日
3	朝日放送テレビ株式会社	放送業	保有個人データ(取材対象者データ)を用いるため。	平成30年12月25日
4	株式会社明電舎	電気機械器具製造業	保有個人データ(従業員データ)を用いるため。	平成31年1月30日
5	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 株式会社三菱UFJ銀行	銀行業	保有個人データ(顧客データ)を用いるため。	平成31年2月8日
6	三井住友信託銀行株式会社	銀行業	保有個人データ(顧客データ)を用いるため。	平成31年2月15日
7	株式会社魚国総本社	飲食料品小売業	保有個人データ(従業員データ)を用いるため。	平成31年2月22日
8	株式会社赤ちゃん本舗	各種商品小売業	保有個人データ(顧客データ)を用いるため。	平成31年2月27日
9	株式会社JERA	電気業	保有個人データ(従業員データ)を用いるため。	平成31年3月12日
10	京都中央信用金庫	協同組織金融業	保有個人データ(顧客データ)を用いるため。	平成31年3月12日
11	株式会社ベネッセコーポレーション	その他教育、学習支援業	保有個人データ(顧客データ)を用いるため。	平成31年3月22日
12	日本生命保険相互会社	保険業	保有個人データ(顧客データ)を用いるため。	平成31年3月25日

13	三菱UFJ信託銀行株式会社	銀行業	保有個人データ（顧客データ）を用いるため。	平成31年 3月29日
14	三井住友海上あいおい生命保険株式会社	保険業	保有個人データ（顧客データ）を用いるため。	平成31年 3月29日
15	朝日放送テレビ株式会社	放送業	保有個人データ（顧客データ）を用いるため。	平成31年 3月29日

7 匿名加工情報の作成等に係る公表状況（平成31年3月31日時点）

業種		割合
小売業	調剤薬局	85件 (22.4%)
	その他小売業	22件 (5.8%)
医療・保険福祉業	健康保険組合	58件 (15.3%)
	その他医療・保険福祉業	45件 (11.9%)
サービス業		85件 (22.4%)
情報通信業		7件 (1.8%)
その他		77件 (20.3%)
合計		379件

※上記の表中は個人情報保護委員会にて調査した件数を計上している。

8 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督に係る処理状況

(期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日)

対応事項	件数等
特定個人情報の漏えい 事案等の報告の受付	134 機関・279 件 (うち「重大な事態」(※1)に該当：3件) (内訳) 行政機関等 : 9機関、40件 (うち「重大な事態」に該当：1件) 地方公共団体 : 80 機関、108 件 事業者 : 45 機関、131 件 (うち「重大な事態」に該当：2件)
うち「重大な事 態」の内容	① 行政機関において、ウェブサイトにて1人分のマイナンバーを誤って掲載し、閲覧された事案 ② 事業者において、約170人分のマイナンバーが記載された書類を紛失した事案 ③ 事業者において、約2,520名分のマイナンバーが記載された書類(約1,560名分と約960名分の書類)を相互に入れ違えて、地方公共団体に送付した事案
報告徴収	95 件
立入検査	85 件(※2) (内訳) 行政機関等6件、地方公共団体65件、事業者14件
指導・助言等	87 件

※1 「重大な事態」とは、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」第2条各号に掲げる事態である。

※2 立入検査の実施件数は、立入検査開始日を基準として計上している。

9 特定個人情報の安全管理措置等についての説明会の実施状況

説明会の名称	回数	参加者数
社会保障・税番号制度担当者説明会	48回	約6,130人
特定個人情報の取扱いに関する留意点の説明会	7回	約810人
全国市長会秋期ブロック会議	9回	約820人
地方公共団体情報システム機構セミナー	6回	約470人
特定個人情報安全管理措置セミナー	19回	約350人
計	89回	約8,580人

10 マイナンバー苦情あつせん相談窓口における内容別受付件数

(期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日、単位：件)

分類	計	通知カード・マイナンバーカードの取扱い	提供の求め・本人確認	利用目的	漏えい・紛失等	管理体制	個人情報保護法	苦情等窓口対応	不審な事案に関する情報提供	意見等
苦情(※1)	25	1	2	1	12	5	0	4	0	0
相談	878	25	190	24	130	363	9	42	7	88
その他(※2)	18	3	2	0	0	1	0	2	0	10
計	921	29	194	25	142	369	9	48	7	98

※1 事業者等における不適切な取扱い等に関する情報提供を含む。

※2 マイナンバー法又はマイナンバー制度に関する意見で他機関を紹介しているものを含む。

11 特定個人情報保護評価書の承認日

評価実施機関	評価書名	委員会承認日
独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務 全項目評価書	平成30年4月12日
全国健康保険協会	全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務 全項目評価書	平成30年4月12日
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務 全項目評価書	平成30年6月15日
国税庁長官	国税関係(受付)事務 全項目評価書	平成30年6月29日
厚生労働大臣	労働者災害補償保険法による保険給付等(年金給付)に関する事務 全項目評価書	平成30年6月29日
厚生労働大臣	公的年金業務等に関する事務 全項目評価書	平成30年11月14日
人材派遣健康保険組合	人材派遣健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書	平成31年2月22日
全国健康保険協会	全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務 全項目評価書	平成31年2月22日

12 評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況

(平成31年3月31日現在)

評価実施機関	評価書を公表した機関数	評価対象事務数	評価書種別		
			基礎項目	重点項目	全項目
行政機関の長	8	16	8	0	8
地方公共団体の長その他の機関	2,184	31,606	29,652	1,389	565
独立行政法人等	26	32	24	1	7
地方独立行政法人	1	1	1	0	0
地方公共団体情報システム機構	1	1	0	0	1
情報連携を行う事業者	631	747	619	48	80
計	2,851	32,403	30,304	1,438	661

※ 全項目評価又は重点項目評価を実施する事務の場合は、全項目評価書又は重点項目評価書と併せて基礎項目評価書を公表することとなるが、この場合の基礎項目評価書の数は計上していない。

13 主な国際会議への出席

国際会議名	開催日	開催国
第43回OECDデジタル経済政策委員会デジタル経済セキュリティ・プライバシー作業部会（SPDE）会合	平成30年5月15日、16日	フランス
第2回世界プライバシー執行機関ネットワーク（GPEN）執行実務者ワークショップ	平成30年6月13日、14日	イスラエル
第36回欧州評議会条約第108号諮問委員会総会	平成30年6月19日～21日	フランス
第49回アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラム	平成30年6月25日、26日	米国
Centre for Information Policy Leadership（CIPL）主催ワークショップ	平成30年6月27日	米国
世界経済フォーラム主催ワークショップ	平成30年6月28日	米国
第31回Privacy Laws & Business（PL&B）年次会合	平成30年7月2日、3日	英国
国際プライバシー専門家協会（IAPP）アジアプライバシーフォーラム2018	平成30年7月23日、24日	シンガポール
第9回インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話	平成30年7月23日、24日	米国
シンガポール個人情報保護委員会（PDPC）主催セミナー	平成30年7月25日	シンガポール
CIPL主催ワークショップ	平成30年7月26日	シンガポール

第 38 回APEC 貿易・投資委員会電子商取引運営グループ (ECSG) 会合	平成 30 年 8 月 8 日～10 日	パプアニューギニア
GSMA Mobile 360 Series Digital Societies 2018	平成 30 年 9 月 6 日、7 日	タイ
第 40 回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議	平成 30 年 10 月 21 日～26 日	ベルギー ブルガリア
NIST Privacy Framework	平成 30 年 10 月 16 日	米国
国際プライバシー専門家協会 (IAPP) Privacy Security Risk 2018	平成 30 年 10 月 17 日～19 日	米国
第 44 回OECDデジタル経済政策委員会デジタル経済セキュリティ・プライバシー作業部会 (SPDE) 会合	平成 30 年 11 月 13 日、14 日	フランス
CBPRに係る国際プライバシーフォーラム	平成 30 年 11 月 15 日、16 日	インド
国際プライバシー専門家協会 (IAPP) Europe Data Protection Conference	平成 30 年 11 月 28 日、29 日	ベルギー
第 64 回情報通信分野におけるデータ保護に関する国際ワーキング・グループ (IWGDP T)	平成 30 年 11 月 29 日、30 日	ニュージーランド
第 50 回アジア太平洋プライバシー機関 (APPA) フォーラム	平成 30 年 12 月 3 日、4 日	ニュージーランド
日EU・ICT戦略ワークショップ	平成 30 年 12 月 4 日	オーストリア
第 12 回コンピューター、プライバシー及びデータ保護国際会議 (CPDP)	平成 31 年 1 月 30 日～2 月 1 日	ベルギー
GSMA Mobile World Congress 2019	平成 31 年 2 月 25 日～27 日	スペイン
第 39 回APEC 貿易・投資委員会電子商取引運営グループ (ECSG) 会合・デジタル経済運営グループ (DESG) 会合	平成 31 年 2 月 26 日、27 日	チリ
インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話インド太平洋デジタル経済協力に関するワーキング・グループ	平成 31 年 3 月 1 日	米国
国際プライバシー専門家協会 (IAPP) Data Protection Intensive : UK 2019	平成 31 年 3 月 13 日	英国
第 9 回欧州データ保護・プライバシー年次会議	平成 31 年 3 月 20 日	ベルギー

14 外国機関等との対話実績（局長級以上が対応したものを記載）

国名・機関名（先方が幹部の場合は役職も記載）	開催日
欧州委員会委員	平成30年5月31日
米国商務省次官補代理	平成30年6月1日
（英国）情報コミッショナーオフィス（ICO）委員長	平成30年6月26日
欧州委員会委員	平成30年7月4日
（シンガポール）個人情報保護委員会（PDPC）Executive Chairman	平成30年7月4日
欧州委員会委員	平成30年7月17日
（英国）情報コミッショナーオフィス（ICO）副委員長	平成30年8月17日
欧州議会 IMCO 委員会（域内市場・消費者保護委員会）議員団	平成30年9月19日
（英国）情報コミッショナーオフィス（ICO）副委員長	平成30年10月23日
駐日欧州連合代表部大使、公使	平成30年11月16日
（フランス）情報処理と自由に関する国家委員会（CNIL）委員長	平成30年11月20日
駐日フランス大使館大使	平成30年11月21日
（英国）情報コミッショナーオフィス（ICO）委員長	平成30年12月4日
駐日米国大使館公使	平成30年12月21日
欧州委員会委員	平成31年1月23日
OECD 科学技術イノベーション局長	平成31年2月1日
米国連邦取引委員会局長	平成31年2月12日
米国国家電気通信情報庁長官	平成31年2月13日
米国商務省次官補代理	平成31年2月14日
米国国務省次官補代理	平成31年2月14日
駐日欧州連合代表部公使	平成31年2月21日
欧州委員会委員	平成31年3月7日
欧州データ保護監督機関（EDPS）副監督官	平成31年3月7日

15 個人情報保護法に関する説明会の実施状況

説明会の分類	回数	参加者数
業界団体関係の説明会	33回	約3,100人
中小企業関係の説明会	3回	約400人
消費生活センター相談員関係の説明会	4回	約100人
その他の説明会	86回	約9,100人
計	126回	約12,700人
うちCBPRシステムについて説明を行ったもの	78回	約6,500人

16 意見募集手続

意見募集案件名	意見募集対象の命令等の題名	案の公示日	結果の公示日	提出意見数
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（EU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編）（案）に関する意見募集について	個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール	平成30年4月25日	平成30年9月7日	186件
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの一部を改正する件（告示案）に関する意見募集について	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の一部を改正する件 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）の一部を改正する件 	平成30年7月19日	平成30年9月28日	31件
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の改正に関する意見募集について	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）	平成30年10月2日	平成30年12月25日	41件

17 職員研修

（1）委員会において主催した主なもの

実施日	研修名
平成30年4月3日	転入職員研修
平成30年4月17日	転入職員研修
平成30年5月22日	検査担当職員研修
平成30年5月23日	接遇研修
平成30年5月30日	第1回標準ガイドライン研修
平成30年6月6日	第2回標準ガイドライン研修
平成30年6月13日	オープンデータについて
平成30年7月26日	検査担当職員研修
平成30年8月2日	転入職員研修
平成30年10月30日	第1回新規採用職員向けマイナンバー習熟テスト
平成30年11月28日	第2回新規採用職員向けマイナンバー習熟テスト
平成30年12月12日	全職員向け情報セキュリティ研修（第1回）

平成30年12月14日	全職員向け情報セキュリティ研修（第2回）
平成31年1月15日	全職員向け情報セキュリティ研修（第3回）
平成31年1月18日	全職員向け情報セキュリティ研修（第4回）
平成31年2月7日	全職員向け情報セキュリティ研修（第5回）
平成31年3月18日	メンタルヘルス研修
平成31年3月25日	クラウドセキュリティ概論
平成30年度下半期	相談業務研修

（2）外部研修として受講した主なもの

実施日	研修名
平成30年4月2日～13日	新規採用職員研修（内閣府）
平成30年4月26日	平成30年度 第1回CYMAT研修会（内閣サイバーセキュリティセンター）
平成30年5月7日～11日	予算担当職員初任者研修（財務省）
平成30年5月22日	第1回公文書管理研修Ⅰ（国立公文書館）
平成30年5月28日	平成30年度 第2回CYMAT研修会（内閣サイバーセキュリティセンター）
平成30年6月5日	平成30年度 第1回CSIRT会合（内閣サイバーセキュリティセンター）
平成30年6月25日	第3回公文書管理研修Ⅰ（国立公文書館）
平成30年6月28日	平成30年度 第3回CYMAT研修会（内閣サイバーセキュリティセンター）
平成30年7月6日	平成30年度 第1回CSIRT研修（内閣サイバーセキュリティセンター）
平成30年7月11日	第2回実務経験採用者研修（人事院）
平成30年7月25日	平成30年度 第2回CSIRT研修（内閣サイバーセキュリティセンター）
平成30年7月26日	平成30年度 第4回CYMAT研修会（内閣サイバーセキュリティセンター）
平成30年7月26日	第2回評価・育成能力向上研修（人事院）
平成30年8月3日	公文書管理に関する全体研修（内閣府）
平成30年8月～12月	平成30年度 CISSP入門講座（内閣サイバーセキュリティセンター）
平成30年9月3日	平成30年度 第2回CSIRT会合（内閣サイバーセキュリティセンター）

平成30年9月5日～12月7日	第156回会計事務職員研修（財務省）
平成30年9月10日	平成30年度 第1回NISC勉強会（内閣サイバーセキュリティセンター）
平成30年10月3日	平成30年度 第3回CSIRT研修（内閣サイバーセキュリティセンター）
平成30年10月26日	平成30年度 第4回CSIRT研修（内閣サイバーセキュリティセンター）
平成30年10月26日	平成30年度 第7回CYMAT研修会（内閣サイバーセキュリティセンター）
平成30年11月16日	平成30年度 第2回NISC勉強会（内閣サイバーセキュリティセンター）
平成30年11月22日	平成30年度 第3回CSIRT会合（内閣サイバーセキュリティセンター）
平成30年12月5日～7日	第2回公文書管理研修Ⅱ
平成30年12月19日	平成30年度 第5回CSIRT研修（内閣サイバーセキュリティセンター）
平成30年12月20日	平成30年度 第9回CYMAT研修会（内閣サイバーセキュリティセンター）
平成30年12月21日	平成30年度 第3回NISC勉強会（内閣サイバーセキュリティセンター）
平成31年1月21日	実践的サイバー防御演習 CYDER（総務省、国立研究開発法人情報通信研究機構）
平成31年1月22日	平成30年度 第1回CSIRT実機演習（内閣サイバーセキュリティセンター）
平成31年1月23日	平成30年度 第2回CSIRT実機演習（内閣サイバーセキュリティセンター）
平成31年1月28日	平成30年度 第6回CSIRT研修（内閣サイバーセキュリティセンター）
平成31年2月8日	平成30年度 CSIRT訓練（内閣サイバーセキュリティセンター）
平成31年3月8日	平成30年度 第7回CSIRT研修（内閣サイバーセキュリティセンター）
平成31年3月11日	平成30年度 第4回NISC勉強会（内閣サイバーセキュリティセンター）
平成30年度第1四半期	情報システム統一研修（平成30年度第1／四半期）（総務省）
平成30年度第2四半期	情報システム統一研修（平成30年度第2／四半期）（総務省）

平成30年度第3四半期	情報システム統一研修（平成30年度第3／四半期）（総務省）
平成30年度第4四半期	情報システム統一研修（平成30年度第4／四半期）（総務省）
平成30年度 通年	平成30年度一元的な文書管理システムeラーニング（総務省）

（3）大学等へ派遣し研修を実施した主なもの

実施日	研修名
平成30年10月1日～ 平成30年12月7日	語学（英語）研修
平成30年4月16日～ 平成31年1月21日	GDPR研修